

# オットー・フォン・ギールケ『ドイツ団体法論』第一巻(六)

庄子良男 訳

## 第二十九章 古い司教の諸都市における都市自由の成立<sup>(1)</sup>

I. 都市制度を知らないことがローマ人からの区別的な特徴であった<sup>(2)</sup>ゲルマン人が、ローマ人によって残された遺産の中に諸都市をもまた見出し、そして、これらをただ存続させたのみならず、彼らの居住地としてすら選んだ<sup>(3)</sup>とき、彼らには、城壁で囲まれ、防御施設で固められた、多くの人々を擁する場所としての都市の「外形的な」概念と一緒に、必ずしも同時に、特別に有機的に組織されたゲマインデとしての都市の「法的」概念は、現れなかった。むしろ諸都市とそれらの住民たち (Einwohnerschaft) は、あらゆる点においてラントと民族の既存の編成の中へと挿入された。自由なゲマインデがその中に定住したフランク王国の諸都市は、(それらの城壁をとおして境界づけられるのではない) ガウの諸部分または諸中心点となり、このガウ「においては」諸フンデルトシャフトまたはひとつのフンデルトシャフトの諸部分となり、そして、最後に、フンデルトシャフト「においては」ひとつまたは複数の場所ゲマインデまたは農民ゲマインデを意味した<sup>(4)</sup>。そして、これらの場所ゲマインデまたは農民ゲマイ

ンデは、時おり後の諸時代においてもなお、特殊のゲマインデとして、*Parochien* 教区、*vicinia* 近隣、*Heimenschaft* 故郷、*Burgensenschaften* ブルクゲノッセンシヤフテン〔城仲間〕、または *Geburschaften* ゲブルシヤフテン〔非自由人と中間自由人の団体〕の名称の下に保持された。三重の編成には、至る所でそうであるように、三重の段階の民族役人 (*Volksbeamte*) または裁判官 (*Richter*) が対応した。すなわち、ガウにおいては、ここでは大部分 *Burggrafen* ブルクグラーフとと呼ばれたグラーフ〔伯爵〕たちが、ツェントにおいては、ツェンテナーレ〔ツェント長〕(*Centenare*) またはシュルトハイス〔市長〕(*Schultheißen*)<sup>(5)</sup> が、近隣関係においては、より下級のブール裁判官〔城裁判官〕(*Burrichter*) またはハイムビュルガー〔村長〕(*Heimbürger*) が、対応したのである。グラーフエンたちとツェントナーレたちは、王によって公的権力の保有者として任命され、ブール裁判官をたいていのゲマインデが選んだ。上級裁判所においてならびに下級裁判所においては、判決発見および法の指示をとおしてのゲマインデの関与またはゲマインデから生じた参審員仲間の関与が行なわれた。そして、それは、そもそもフランク時代の民族ゲマインデにおけると同一の程度において、自治および自己管理のための空間であった。都市に住むこれらのゲマインデの構成員たちは、田舎の農民たちのように、完全な自由を享受し、<sup>(6)</sup> 武装権 (*Waffenrecht*) と武装義務 (*Waffenpflicht*) を有し、そして、個人として真正で自由な所有財産 (*Eigen*) を占有し、<sup>(7)</sup> 総体として共通のマルクを占有した。<sup>(8)</sup> フーフエの占有とマルク共同団体は、ここでは、田舎のゲマインデにおけるように、ゲノッセンレヒトの基礎であった。

しかし、自由なゲマインデは、自由な農民層 (*Bauerschaft*) と同様に、都市マルク「全体」の土地主人 (*Grundheringrunt* ヘル) ではなかった。彼らと並んで、むしろ、「すべての」古くからより重要な場所においては、(一方では教会ゲノッセンシヤフトの代表者 (*Vorstand*)) であり、他方では広範なそして多様に編成された世俗的な

ヘルシャフト団体を、その自由民に対して鋭く閉ざされたファミリーとして結合したところの) 司教 (Bischof) またはその他の聖職者たるグルントヘルが存在した。<sup>(9)</sup> 廷臣たち (Vassallen) および従者たち (Dienstmannen) 自由な小農たち (Hintersassen)、隷属民 (hörige Leute) および非自由民 (unfreie Leute) は、——相互間でさまざまなゲノツセンシャフトに秩序づけられて——早期に付与されたインムニテートをとおして対外的に閉じられた、都市の城壁をはるかに越えて及ぶ、このヘルシャフト団体を構成した。司教的ヘルシャフトの役人たちは、この大きなインムニテートゲマインデの個別的な空間的または人的に定められた諸部門を管理し、都市のためには、通常、フォークト [Vogt裁判官] (advocatus法律顧問) が上級裁判官として、villicus (支配人) が下級裁判官として、管理した。

第三に、ほとんどの古い諸都市においては、自由なマルクおよび司教のフロンホーフと並んで、さらに(それにはもともと特別の王のヘルシャフトの役人を通して管理されたパラティアレン〔宮内官〕やフィスカリーネン〔財務官〕のホーフゲマインデが属したところの) 王のフロンホーフが、存在した。

ひとが、しばしばさらに独立した修道院およびその他の住民から鋭く分離された独自のユダヤ人ゲマインデが、独自の権利に従って諸都市において生活したことを含めて考えるときは、ひとは、古い時代においては、なるほど諸ゲマインデと諸団体が諸都市の「中に」存在したが、しかし本来の都市ゲマインデは存在しなかったことを認めるのである。なぜなら諸都市の環状城壁は独特な組織の境界ではなかったし、都市住民そのものさまざまなクライスのもとにもまた、純粹に空間的な紐帯以外のものは存在しなかったからである。

ここに、それにもかかわらず、カロリング王国の没落後、次第に都市の統一のための二重の変化が登場した。

1. 「空間的な」関係においては、まず第一に、特別の「都市の平和」(Stadtriede)<sup>(13)</sup>の理念が発展した。都市

の平和は、なるほどマルク、教会、家々の平和と同様に、純粹に物的な性質のものであったが、(それが、環状城壁の内部に住むすべての人々に暴行と不正に対する特別な保護を求める請求権したがって共通の権利を付与したことによつて)、間接的には、しかし、都市の統一体の理念を人的な種類のためにもまた切り開いたのである。

2. しかし、「人的な」関係においてもまた、次第しだいに交差する国王の公共的、国王のヘルシャフト的、および、司教的ヘルシャフト的な、諸権力と諸職務の代わりに、(それらが民族法的なゲノッセンシャフトとヘルシャフト的諸団体の並行的存在から生ぜざるを得なかつたように)、(司教が、すべての住民諸階級の共同の保護主人へと、そして、複雑化した役人システムのゲマインシャフト的な出発点へと、上昇したことによつて) 統一的な頂点が登場した。司教をはじめに彼の独自のホーフゲマインデをインムニテートの拡大をとおしてより堅固に一体化し、そして、その中に存在するより古い種類の階級的差異が、(その結果においてとくに都市の「ミニステリアーレン(廷臣)」の奉仕法的なゲノッセンシャフトが成立したところの) 奉仕関係に従つて成立してくる新たな編成をとおして消去された後に、彼〔司教〕は、九世紀と十世紀において、国王の諸特権をとおして、いたるところにパラシアルゲマインデ〔宮殿ゲマインデ〕に関するグルントヘルシャフトをもまた、受け取つた。そして、それはその後、それが初めはまだ特別のゲノッセンシャフトとしてインムニテートゲマインデの中に存続した後に、後者の中において次第に解消されていつた。<sup>(14)</sup>しかし、これをとおして自由と荘園法の区別は、緩和されるよりもより鋭くなつていたとすれば、十世紀におけるオットー大帝の時代の諸特権は、これらの対立する諸要素の融合をもまた切り開いたのである。なぜならこれらの諸特権をとおして、司教は、(彼に對し、ほとんど至るところで)<sup>(15)</sup>旧自由民たちの上への実定的な種類のヘルシャフトの諸権力が、とりわけ都市裁判官の指名が、讓渡されたことによつて)<sup>(16)</sup>旧自由民の上へと高められたからである。

その結果において、自由民たちの上へと司教のヘルシャフトが経験した拡張は、異なるものであった。ケルン、マクデブルク、および、トリーアにおいては、古い自由なゲマインデは、恒常的な参審員制度 (Schöfenthum) の手段をとおして、古い自由権の完全な占有において保存された。大司教が王の代わりに、それにもかかわらず帝国封土にとどまったブルクグラーフエン職 (ブルク伯爵職) を与えたとき、いかなる変更も生じなかった。<sup>(17)</sup> それにもかかわらず、これらの諸都市においては、大司教が、たとえ次第にブルクグラーフを彼のヘルシャフト的裁判官に押し下げようとしたにせよ、このことは、ただ、ゲマインデの自由または隷属について決定するために、職務がもはや十分な意味をもたなくなった時代において初めて、大司教に成功したに過ぎない。<sup>(18)</sup> 旧自由民たちが恒常的な参審員制度をもたらすことができなかつたか、あるいは、そうでないとしてもそのようなものを固持することができなかつた諸都市においては、違っていた。ここでは、司教たちは、王のグラーフたちおよびツェンテナーレたちをはるかに高い程度において自己に従属させ、そして、一部分司教のフォークト (裁判官) たちおよびシュルトハイス (市長) たちへと押し下げること成功し、旧自由民たちを多かれ少なかれ拡張された (その承認において旧自由民たちが彼らの所有財産から地代を納付し、シュトラスブルクにおいては身体的な奉仕<sup>(20)</sup> すら給付しなければならなかつたところの) フォークト職 (裁判官職) に服さしめることに成功した。そして、その結果において、彼らは、極めて激しく反抗したにもかかわらず、一部分は共同の都市マルクについての彼らの真正の総体所有権 (総有権 Gesamteigentum) をもまた失つたのである。<sup>(21)</sup> しかしながらここでもまた、自由民たちは、それでもなお民族法から完全には疎外されなかつた。司教によって指名された役人たちもまた、公務員 (öffentliche Beamten) の性格を保持し、そして、刑事裁判権 (Blutbann) をともなう王によって封土を授与された。それゆえ、従ってここでもまた、民族ゲノツセンシャフトの代表者としての帝国の支配者との結合、すなわち、言葉を換えて言えば、

民族法が維持され、そして、たとえ「完全な」古い自由ではないとしても、(もともとのゲマインデとの連続性が継続することができ、そして、古い自由がそれによって新たなゲノッセンシャフト的な形成の基礎となることのできた)「限りで」古い自由が救われたのである。それゆえ後者の種類の諸都市において、王の裁判所と荘園法の裁判所が、唯一の王国の司教裁判所 (königlich = bischöfliches Gericht) へと融合され、そして、この裁判所に陪席裁判官として、旧自由民たちと一緒に、階級上すでに彼らより上に上昇した司教のミニステリアールン (Ministerialen 廷臣たち) が参加したとき、(ここには、自由民たちの荘園隷属性への抑圧ではなく、荘園法からの荘園法的な諸階級の一部分の確定的な解放が存したのである。<sup>22</sup>そして、これらの諸都市においても、ミニステリアールンたちの裁判所が旧自由民たちの裁判所から区別されてどまった諸都市においても、いくらか後の時代におけるように、司教の共同のヘルシャフトの結果において、ひとつの(たとえはじめはただ外的にすぎないにせよ、かつての荘園法的な諸要素と古い自由な諸要素との間の)結合が成立したとき、そして、そのようにしてミニステリアールンたちと旧自由民たちとから構成される二つの構成部分からなる市民ゲマインデが成立し、それがやがて時代の経過の中で内的にもまた一つのゲノッセンシャフトへと融合したとき、このことは、すべての住民諸階級への荘園法の拡大ではなく、ファミリアの一部のための荘園法およびインムニテート概念の除去であった。したがって旧ゲマインデ自由は、新たな発展の基礎であったし、基礎にとどまった。そして、都市の荘園法的な諸要素をとおしての自由なゲノッセンシャフトの吸収の中にはなく、むしろ必ずしも全く抑圧されたわけではない自由なゲノッセンシャフトをとおしての、市民団体に流れ込む非自由から由来するより高度なすべての諸要素とより低いすべての諸要素の吸収の中に、ビュルガーシャフト (Bürgerschaft 市民団体) の発展の歩みの内容が存在した。あるいは、言葉を変えて言えば、奉仕法または荘園法の中にはなく、民族法の中に、ドイツの都市法の起源が存在するのであ

る。

しかしもちろん、まず最初には、古い完全自由と古い民族法は、最も本質的に減少され、そして、危険に陥らされたのであり、そして、(いまやすべての住民階級が、《最上級の保護主人としての、または、そうでないとしても国王のシルムヘルシャフト(傘支配)の代理人としての》司教のもとに、全体を構成したことによって)統一性を獲得したとすれば、それだけ一層、いまやこの新しい統一体に対する関係で自由を擁護することが妥当したのである。すでに司教が自らを都市の「主人」とみなし、そして、すべての住民を(彼の保護支配に服するたとえ人的な階級諸法に従って多くの構成部分に段階づけられるとしても)ひとつのファミリア<sup>(23)</sup>とみなしたとすれば、すでに、市民たちの古い自由権は、次第に忘却に陥ったのであり、そして、すでに、エネルギーな抵抗がなくても、結局、自由な都市マルクと司教のフロンホーフの間のあらゆる差異は消滅するに違いないことは、明らかであった。

II. 旧自由民たちのゲマインデは、彼らの脅威となるフォークト職(Vogt)との闘争を大胆に開始した。若干の諸都市、とくにケルン、マクデブルクにおいて、そして、はじめはトリリアにおいてもまた、ただ一時的ではあってもあらゆる抑圧から身を守り、そして、グラーフ裁判所における恒常的な参審員仲間(Schöffenkolleg)を維持することに、成功した。そしてそれをとおしては、もちろん、一つのゲマインデへのすべての住民の融合は、遅らせられた。その他の諸都市においては、それ(旧自由民たちのゲマインデ)は、それに押し付けられた束縛を、あるいは公然たる闘争において、あるいは静かな平和的な格闘において、再び振り落とした。

1. この争いにおいて、自由なゲマインデは、二重の立場をとった。「第一に」自由なゲマインデは、それ自身のために、その階級法、そのゲノッセンシャフト的な独立性およびそのヘルシャフトのために、闘った。しかし「第二に」それは、都市の全住民団体の先頭に立って闘う戦士であり、そして、——ある意味において——都市そ

のものであった。自由なゲマインデは、それ自体、ただ都市住民すなわち「都市に住む人々または居住する人々」(urban habitantes sive colonos)の一部、したがって、それ自体同時にミニステリアーレンおよび個々の莊園ゲノッセンシャフトと同様に、ただ都市「の中の」団体、特殊都市的ではない団体であるが、それでもしかしフランス王国の組織体制であった時代以来、(それが、その他の住民たちよりも都市および都市マルクとのより近いそしてより内的な関係に立っており、それどころか密かにそれは、おそらく絶えず《もちろん現在も完全には実現されない、都市マルクのグルントヘリン (Grundherin) 》としてそれゆえ「都市そのもの」であることを求める《ひとつの請求をするということの》意識を、自らのために保持していたのであった。

a. すでに名称において、このことは示されている。それ「自由なゲマインデ」は、自らをcives市民たち、Burgani都市人、burgenses市民たち、civitatenses都市市民たちと名づけ、そして、それによって自らを都市ゲマインデと認識させている。<sup>24</sup> それどころか都市の名称の命名においてはそもそも、すなわち、ケルン「の人々」Colonienses、ウォルムス「の人々」Wormacienses、シュパイヤー「の人々」Spirenses、の言及において、とりわけ都市ゲマインデのことを考えたのである。

b. さらに、このことは、自由ゲマインデのその他の住民諸階級との関係においてより多く現れた。司教の従者たち (Dienstmannen) は、まず最初に、なるほど莊園法からの彼らの解放後に、諸特権、裁判所および行政への関与、参審員制度 (Schöffenthum) と後には顧問官能力 (Rathsfähigkeit) およびそれと関連したものを、ブルゲンゼン [Burgensen市民たち] とともに分け持った。しかし彼ら「司教の従者たち」は、市民ゲマインデへの参加者とみなされた限りでのみ、<sup>25</sup> このことを行つたのである。それゆえ、彼らが役所のスタイルにおいてブルゲンゼンを「前に」特別の階級として指名されたとき、彼らは、それでもしかし、本来都市的な諸関係への関連において、



ただ、市民ゲノッセンシャフトへと採り上げられた最上級のクラスとしてのみ妥当したのである。<sup>(26)</sup> 司教の従者たちは、それゆえ、二重の地位を有した。彼らはビュルガーシャフト〔市民団体〕の構成員であった。そして、しかしながら他方では、司教の臣下たちおよび利益と権利を伴う司教封土の保有者として全く別のクライスの中へと入り込んだ。すなわち、彼らは、一方では、ブルゲンゼンの一部分であり、他方では、ブルゲンゼンの対立物であった。<sup>(27)</sup> 発展のさらなる経過において、彼らには、それゆえ、そのような両性具有的地位の維持不可能性のゆえに、自らをビュルガーシャフトと完全に同一視しそして最後にはビュルガーシャフトにおいて現れること、あるいは、しかし、自らを全く都市的生活から排除すること、そして、最終的に城壁の内部での彼らの住居をすら放棄すること、以外の何ものも残らなかった。——さらにより高い程度において、しかし、より下級の住民諸階級、隷属するかまたは非自由である住民集団は、〈彼らが、たとえ先ず最初はただ受動的なだけであるにせよ、都市自由および都市法への関与をとった限りで〉ブルゲンゼンをとおして代理された。彼らがいまや個々人として、個々の市民たちそのものに、あるいは、司教に、グルントヘルまたは役人に、従属するとすれば、彼らに都市住民団体 (Stadteinwohnerschaft) としての彼らの総体において与えられた諸権利および諸特権は、〈彼らが、それでもしかし、ただ極めて非本来的な意味においてそれに属したところの〉市民団体に与えられたものとみなされた。<sup>(28)</sup> 基本的に、〈都市とその城壁の中における〉住居が、より上級の法、より上級の平和、より上級の自由を与えたということ〉は、まさに、たとえ、隷属民たちに与えられた優遇および解放ではないとしても、都市とその城壁そのものの特権と自由であった。「空気が自由にしたのである！」(Die Luft machte frei)。その後の発展全体は、それゆえ、ビュルガーシャフト〔市民団体〕という古い概念が放棄されたという発展ではなく、より低い住民諸階級が、非常に古い自由なブルゲンゼンゲマインデ (Burgensengemeinde) の中へと、まずは保護ゲノッセンとして、やがてはより僅かな権

利を有する構成員として、最後には完全ゲノッセンとして、受け入れられたという発展であった。<sup>(29)</sup> ビュルガーシャフトそのものの概念は、あらゆる拡大にもかかわらず、最古の由来をもつ自由なゲマインデから生み出された概念のままに留まった。——しかし聖職者たちおよび彼らの諸ゲノッセンシャフトすら、それぞれか最後には、司教じしんもが、(もちろんただ彼らの法領域の一部分をもつてにすぎないにもかかわらず)市民の概念のもとに入った。<sup>(30)</sup> なぜなら、本来的に都市的な法および都市的な義務についての彼らの参加が問題となった限りでは、(そしてその後者には、彼らは、もちろん極めて遅れて初めて、そして、非常に激しい抵抗の後に、服したのであるが)、彼らは、ビュルガーシャフトの保護ゲノッセン、すなわち、受動的意味における *cives* 市民たちとみなされた。すべてのその他の諸関係においては、しかし、彼らは、都市の一部とは考えられず、都市の対立物と考えられた。そして、聖職者と多くの諸点において類似の地位に置かれたユダヤ人たちは、同様に、広義における市民ゲマインデに属した。<sup>(31)</sup> これらの諸区別から、諸時代をとおして招来された拡大と結びついて、極めて異なる *cives* (市民たち) または *burgere* (城壁の人々) という (「本来の」意味においてはいつでもただ、都市概念と都市法の担い手であった) ところの真の能動的ゲマインデ (*Aktivgemeinde*) のみを指称したところの (語の広い概念と狭い概念が説明されるのである)。

c. それゆえ、自由なブルゲンゼンは、(彼らが、司教の主人権またはその他の主人権が都市法および内的な行政から排除されなかった限りで、自らをただ都市の「特別の」代理人とみなすことができた一方では)、最終的にはビュルガーシャフトと都市の同一性の解釈に至った。十二世紀の半ばに至るまでは、それゆえ、なるほど都市の空間的な概念は、ビュルガーシャフトの概念から徹底して区別されたままにとどまっており、そして、それは、市民たちそのものをとおしてのみ代表される統一的な権利主体、今日の意味における都市または都市ゲマインデの創

出のためにではなく、それまでは都市的なゲノッセンシャフトとしての「市民ゲマインデ」の形成のためにのみ、来ることができた。いずれにせよ、しかし、ビュルガーシャフトに付与された諸特権と諸自由は、既にいまや同時に都市に付与されたものとみなされ、そして、市民たちが対外的に行動して登場した場合には、都市そのものが行動するようにみえたのである。<sup>32)</sup>

2. ビュルガーシャフト〔市民団体〕は、それゆえ、その最初の独立の登場が対外的に同時に、特別の都市的生活の諸活動を外的な観方へともたらしたところのものであった。すでに前もつてもちろん、速やかに開花する諸都市における商業 (Handel) と営業 (Gewerbe) は、全ての経済的および社会的諸関係において、全ての生活方法と思考方法において、ラント制度に対する鋭い対立物を生み出していた。しかし、この変化は、内的な組織においても、帝国との諸関係においても、「法的な」表現を獲得していなかった。十一世紀の半ばにおいて、すなわち、渴望と闘争のあの時代において、初めて、市民ゲマインデは、外的にもまた、それらがそれらの特別の利益の意識へと、自由を求める努力へと、そして、独自の理念の提出へと、到達したことを示したのである。市民ゲマインデは、皇帝制度 (Kaiserthum) とヒェラルヒー〔教権制度〕の間の闘争、王制 (Königthum) とグルントヘルシャフトとの間の闘争において役割を果たした。血腥い殺戮ともちろん皇帝の側に立つての誠実な忍耐において、皇帝から離反した独自の司教たちに対抗する蜂起と反乱において、彼らは、時代の歴史とそれに対する彼らの関係を理解したことを示したのである。<sup>33)</sup> この理解は、彼らから大体において再び失われることはなかった。彼らは、絶えず皇帝制度の最も誠実な、その誠実が彼らに対してもちろん仇で返されることになったところの、信奉者であった。そして、彼らは、もし皇帝たちが自らを彼らの上に支えることを理解していたとすれば、たぶん帝国の統一体を永久に救ったであろう。折に触れてもちろん、現実の利益または想像上の利益がそうすることに駆り立てた場所では、

市民ゲマインデは、すでに十二世紀の初め以来、皇帝に対してもまた敵対し、そして、彼らの増大した政治的独立性を文書で表明したのである。<sup>(34)</sup>

3. 皇帝に味方することは、幾重もの関係において帝国権力がそれをとおして真の諸都市の形成のために寄与したところの、諸市民ゲマインデのための諸特権 (Privilegien) と諸自由付与状 (Freiheitsbriefe) の付与への最初の契機であった。<sup>(35)</sup> それらに続いたのが、やがて類似の種類のもの司教による付与であった。さらにおそらく大部分の場合、ただすでに予め通用している慣習法を確認したにすぎないこれらの最古の諸特権の内容を構成したのは、一部は、〈ケルン人たちがそれをすでに十二世紀においてすら、しかも関税免除、貨物集散権、大市 = 開市権 (Meß- und Marktrecht)<sup>(37)</sup> を、外国の王から獲得したように〉、都市の商業の特別の優遇であった。そして、一部は、その「都市の商業の優遇の」中で、個別的な司教のフォークト職から生ずる個別の自由の制限、公課および負担が消滅させられた「ことであり」、<sup>(38)</sup> 一部は、しかし都市もまた、独自の平和と法を伴う特別に解放された場所へと、すなわち、その閉鎖性がとりわけ特別の都市裁判所の管轄において環状城壁の内部に告知されたところの場所へと、<sup>(39)</sup> そして、その自由が全てのその住民に付与された隷属性からの解放において「都市に居住するあらゆる従属民 (Hörige) は日に日に自由を獲得する」という命題においてその自由が最終的に頂点に達するに至るまで<sup>(40)</sup> つねに益々多く生じたところの場所へと、高められた「ことであった」。

4. これとは反対に、より古い皇帝の諸特権をとおしては、諸市民ゲマインデの内部組織体制はほとんど影響を受けなかった。ここでは、再び獲得されたかまたは新たに取得されたゲノッセンシャフト的な自由のために独特の権利を構成し、そして、独特の諸形式を形成することは、諸市民ゲマインデに委ねられたままであった。そのため、諸市民ゲマインデは、それらがもともとそれに基づいたところの古代ゲルマンのマルクゲノッセンシャフトの思想

を、時代に適合するように継続的に形成しそして若返らせることが可能であった。このことは起きた。しかし、古い法理念が経験した変化、新たな市民ゲマインデ (Bürgergemeinde) との古い農民ゲマインデ (Bauerngemeinde) の差異は、既に上述されたように、古いゲマインデがアイヌングという新たな原則を自己の中に取り込み、そして、両者の法概念の融合と浸透からコンムーネ (Kommune自治都市)、都市ゲマインデ (Stadtgemeinde) という新たな概念を生み出したことの中に存する。実際のギルドからの諸コンムーネの導出において彼は行過ぎたにもかかわらず、アイヌング制度の都市組織体制との内的関連を初めて指摘したことは、ヴィルダ (Wilda) の功績である<sup>(42)</sup>。

a. ただばらばらにのみ、ドイツの諸都市においては、ゲマインデとギルドの諸形式の現実の「外的な」融合が登場した。そしてその一方、このことは、その他の諸ラントにおいては、一部分、原則であった。しかしまさに、全てのドイツの諸都市の最初のそして最古の都市、すなわち、まさにケルンは、この組織体制の形成についてもまた、輝かしい例を提供している。ここでは、極めて早い時代において、古くて自由なマルクゲマインデが、後にリッヒャーツェツヒエと名づけられた誓約した保護ギルドへと結合されており、そして、推測するに、まさにこれとおして、大司教である最大権力者に対してその古い完全自由を減少されることなく主張していた。このギルドは、政治的に権利を与えられた自由なビュルガーシャフト、すなわち、都市マルクにおける真正な所有財産の占有者たちと、同一物であった。それゆえ、彼らから参審員たちが生じたのであり、都市の諸特権は彼らに与えられ、そして、彼らによって維持されたのであって、彼らのギルド平和とギルド法は、同時に都市平和であり都市法であった。彼らは、参審員の数から一人のギルドマイスター (ギルド長) を選んだ。そして、ギルドマイスターは、彼らがビュルガーシャフトそのものであったゆえに、マガスター・キーヴィウム (magister civium市長) と呼ばれ、そして、参審員マイスターと並んでビュルガーシャフトの本来の代理人として機能した。もともと彼らには、

おそらくはまた参審員選挙権 (Schöffenwahl) も帰属したが、しかしながら参審員たちは——たぶんそのように自由を保障されて保持した総体の同意によつて——早期に自己補充権を獲得したのであり、そして、それは次第に（法的にはあらゆるギルドゲノツセが一つの請求権を有したところの）参審員たる職務 (Schöffenstühle) についての事実的関与を、より狭い貴族的なクライスに制限し、世襲制と期待権の付与へと導いたのである。その結果、リッヒャーツェツヒエの内部に、より狭い絶えずより排他的になつて行き、そして、最後には、その数を四十人の構成員に固定する参審員ブリュエーシャフト (Schöffenbrüderschaft) が形成された。そして、それは、参審員たちといわゆる参審員兄弟たち (Schöffenbrüder) とからなり、参審員職 (Schöffenamt) を彼らの総体占有財産とみなし、そして、自らをフラテルニタス・スカピノールム (fraternitas scabinorum [陪審裁判官たちの兄弟団体]) と名づけた。<sup>(44)</sup> はじめはただこの参審員ブリュエーシャフトだけが貴族的なゲノツセンシャフトであつたとしても、きわめて速やかに、リッヒャーツェツヒエそのものもまた、（それが住民の非常な増加とほとんど非自由の諸階級へのブリュエーシャフトの概念の拡大に対して自らを次第しだいに閉ざしたことによつて）そのような貴族的ゲノツセンシャフトとなつた。この時期において初めて成立しえたその名称は、「それ自体が」すでに、それが既に十二世紀において、政治的に特権を与えられた人々、すなわち、"Reichen豊かな人々"のギルドとなつていたことを示唆している。そこにおいて形成された、ビュルガーシャフト (市民団体) は保護ギルドである、という理解は、拡張されたビュルガーシャフトをもまた把握せざるをえなかつた。——類似の諸関係は、より狭い広がりにおいてシュレスヴィツヒおよびデンマークにおいて証明されている。<sup>(45)</sup> イングランドにおいては、不動産を保有する市民たちの諸ギルドからの都市ゲマインデの発展は、きわめて原則であつたので、数世紀を通じて、独立のゲノツセンシャフトとしての都市の市民たちの承認と彼らのギルド法の承認とは、同一物であつたのであり、都市

法は、ただ「諸關係に適合されたギルド法」としてみなされたにすぎなかった。<sup>(46)</sup> 同様に、フランスの諸都市、および、オランダの諸都市においても、これらの諸都市を都市自由へと導いたところのビュルガーシャフト全体の保護ギルドが存在した。<sup>(47)</sup>

b. 古いギルドが存在しなかった多くのその他の諸都市においては、「新たな」ギルドの設立が、同時に、自由な都市組織の始まりとなった。北部フランスとロートリンゲンにおいては、市民たちの宣誓された合意 (Eingung)、すなわち、まさに自由意思に基づくゲノッセンシャフトまたはギルドの設立または承認が、都市ゲマインテ権 (Stadtgemeinderecht) (communia komunnia) の獲得または付与のためのステレオタイプ形式となった<sup>(48)</sup>ことが、知られている。ところで、なるほどそれほど一般的には、ドイツにおいては、発展は、形成されなかった。しかしながら、市民たちのゲノッセンシャフトを対外的にも宣誓された平和ギルドの形式において構成するという思想が、市民たちに必ずしも疎遠なものではなかったことは、〈確かにとりわけそのような一般的な諸アイヌングに關係した〉諸都市におけるコンユラチオーネス (共同誓約) に反対するホーエンシュタウフェン王家の諸皇帝の禁止が、証明している。それにもかかわらず、これら「諸アイヌング」は、公然とそして秘密裏にしばしば設立されているようにみえる。それゆえ、トリリアにおいては、参審員団 (Schöfengericht) をとおして自由に維持されたゲマインデによって、二度、プファルツ伯爵の追認 (Genehmigung) をもって大司教に対する關係で、ひとつの宣誓されたコミュニネ (Kommune自治都市) が設立されていた。しかしそれは、一一六一年、皇帝によって確定的に禁圧された。<sup>(49)</sup> これとは反対に、レーゲンスブルクにおいては、皇帝の追認をもって、都市の平和 (Stadtriede) が、宣誓されたアイヌングの形式へともたらされた。そして、それはもちろん一度だけ設立された<sup>(50)</sup>のではなく、不規則的な間隔において一定期間を旨指して更新されていたようにみえる。シュトラスブルクの都市

自由もまた、市民たちの宣誓された平和アイヌングに基づいていたに違いない。なぜなら、もつと後には、そこでは、あらゆる組織体制証書 (Verfassungsurkunde) が毎年新たに誓約されなければならない。そして、*「誓約証書 (Schwöbrieff) ）」* と呼ばれたからである。フランスにおいて設立された諸コムムーネ (自治都市) との大きな類似性を有したのは、すでにヘーゲルが指摘したように、ウォルムスの市民たちにフリードリッヒ一世の大白由付与状 (großer Freifeitsbrief Friedrichs I.) をとおして与えられた皇帝の平和 (kaiserlicher Friede) であつた。そして、その平和は、さらにおそらく、皇帝自身によって作られた平和のアイヌングというよりは、むしろ市民たちによって自由意思で作られそして皇帝によって認可された平和のアイヌングであつたであろう。最後に、諸都市の設立もまた、しばしばコンユラーチオ (共同誓約) の建設とみなされたのであり、そして、それゆえ、フュルストたち自身によって、都市の誓約者または都市の共同誓約者 (jurati oder conjurati) である結合された市民たちに与えられ、または、許されたのである。<sup>(53)</sup>

c. しかし、フォルビュルガーシャフト (完全市民団体) を包含する古い保護ギルドと、新たな種類の誓約された平和アイヌングのいづれもが、都市の組織体制の形式を外形的に決定しなかつた場所でもまた、それでもやはり、アイヌングの本質と概念は、最も重要な諸点において、市民ゲマインデの中へと持ち込まれた。後の時代において、個々の住民諸階級がギルド形式に構成されればされるほど、それだけ一層容易に、その総体は、すべてのその他のギルドを自己の中を含む最高のギルドとして観念された。しかしこの解釈が都市自由そのものと同様に古いものであることは、例えば *「諸アイヌング ）」* としての都市平和、*「団体証書 (Verbundbriefe) ）」* などのように、外的な命名から生ずるのみならず、都市自由に対峙するホーエンシュタウフェン王朝の諸法律が選んだ形式から、隣国の類推から、そして、とりわけ、より古いゲノッセンシャフトの個々の諸概念が都市ゲマインデにおいて変化させられ



た種類と方法からもまた、結果している。

もちろん一部分ははるかに後の時代において明らかに現象に到達したこれらの概念変化の最も主要なこともが、ここでは、すでに手短かに示されなければならない。そして、それによって同時に、主張された内的な経過が、諸徴候から証明されなければならない。

一つのきわめて重要な点において、まず最初に、市民ゲマインデは、古いゲマインデゲノッセンシャフトの原則に忠実であった。<sup>(54)</sup> すなわち、自由な所有財産を持たない者は、完全市民ではなく、ただ保護ゲノッセにとどまった〔という点においてである〕。しかしゲノッセンシャフトのこの物的な基礎は、都市マルクゲマインデにおいてこれが問題であったよりもはるかに僅かな程度においてしか、市民たちの「人的な」結合への影響を有したにすぎなかったのである。むしろ後者〔市民の人的結合〕は、〈ひとが、自由に意欲された市民宣誓をもって宣誓された結合体をそれへの帰属の本来の基礎とみなし、土地占有をしかした完全な権利への採用の一条件とみなしたにすぎなかったこと〉によって、完全に独立したものであった。物的なゲマインデから、市民ゲノッセンシャフトは、そのようにして〈唯一つの場所とだけ結合された〉人的なゲマインデとなった。単に自然的に成長したゲマインシャフトから、それ〔市民ゲノッセンシャフト〕は、〈なるほど自然的基礎に基づいてはいたが、しかしその存在を自由意思に負っていた〉自由に意欲された一つの真実に政治的なゲマインシャフトとなった。それゆえビュルガーシャフトもまた、対外的に単に自己完結していたのではなく、自由と汚点なき評判以外のあらゆる前提条件なしに、自らを彼らの諸法律に従わせようとするあらゆる人々を受け入れたのである。せいぜいそれは、後には加入者から〈全くギルドの加入金の性質を有した〉市民権金(Bürgerrechtsgeld)を要求したが、しかし衰亡の時代において初めて、諸都市へともまた浸透する政治的諸権利の私法的解釈から説明される市民権の真の売買金額に至るまでの

上昇を経験したのである。それゆえ諸ビュルガーシャフトが、自由を救うことが絶えず困難となるラントからの、決して枯渇することのない流入をとおして、驚くべき速やかさにおいて、増加され、強化されることが、可能となったのである。<sup>(55)</sup> — あらゆるゲノッセンシャフトは、その特別の平和をもち、その特別の法をもった。しかし、両者は、ゲマインデにおいては、より多く無意識的に形成されたのに対して、インヌングにおいては、平和は、設定された自由意思に基づく平和の性格を、法は、与えられた構成された法の性格を、担った。それゆえ都市平和もまた、ひとがそれに自己決定の行為、市民宣誓 (Bürgereid) を通して初めて完全に参加したところの宣誓されたギルド平和となったのであり、そして、都市法は、特権が存在しなかった限りで、「条例」(Statut) の性格を引き受けたのである。それゆえ、ある意味において、空間的な結合体においておよび空間的な結合体とともに、一種の「国家契約」(Staatsvertrag) が都市的結合の基礎と考えられた。<sup>(56)</sup> この国家契約は、永久に締結されることができたが、しかしまた、ただ一時的にのみ計画されることもできた。後者の解釈については、レーゲンスブルクは、ここでは都市平和が毎年ビュルガーシャフト全体によってその内容の変更を伴いまたは変更なしに更新され、そして、宣誓され、<sup>(57)</sup> さらにしかし宣誓された基本法律のあらゆるそのほかに登場する変更は、新たな宣誓 (Beschworung) を必要としたこと<sup>(58)</sup>によって、注目すべき例証を与えている。同様に、シュトラスブルクにおいては、あらゆる組織体制の変更は、新たな共同宣誓 (conjuratio) およびそれを証書化した宣誓証書 (Schwörbrief) に基づいた。先行する争闘と革命の後には、すべての諸都市において、新たな組織体制の設立のための形式は、常にひとつの契約、ひとつの和解、ひとつの協定、または、ひとつの同盟の形式であった。この契約は、導入されたように、解消されることもできたが、契約は、しかしとくに決裂によって解消された。やがて、全く犯罪と刑罰に関する最古のゲノッセンシャフト的な解釈の類推に従って、刑罰として都市外追放 (Stadterweisung)、ゲノッセンレヒトの喪

失が登場した<sup>(59)</sup>。

個々人に対する総体の関係は、全く変化した姿を受け取った。初めて、ひとつの有機的組織 (Organisation) が、諸機関 (Organe) が、形成された。初めて、意図と意識をもってそれについての変更がなされた。そして、初めて、我々に今日きわめて熟知されている「組織体制」(Verfassung) という概念が成立したのである。——これによって見過ごしえない一連の諸帰結が与えられた。すなわち、すべての国家的な諸関係に浸透した私法的な解釈の消滅、公法から区別された私法と並ぶ公法、統一的な行政の基礎づけが、現れざるをえなかった。はじめて現実の公共制度 (Gemeinwesen 国家) の概念が復活せざるをえなかった。総体とは異なる統一的な法主体が承認されざるを得ず、そして、それによって古い総体権の代わりに、または、古い総体権と並んで、本来的なゲマインデ権と真のゲマインデ財産が置かれざるを得なかった。——これについては、個別には、一部分は、引き続き時期の言及の際にはじめて、一部分は、我々の研究の第二部〔第二巻〕においてはじめて、問題となりうるのであるが、すでにここにおいて、形成されつつある都市自由の基礎である、成立しつつある有機的組織 (Organisation) が、詳細に眼中に捉えられなければならない。

5. その有機的組織もまた、アイヌング制度の、古代ゲルマン的ゲマインデゲノツセンシャフトとの結合の結果であった。なぜなら、ゲマインデ原則の採用をとおして初めて、ゲマインデ「代表団」(Gemeindevorstand) の概念が、ゲマインデ「機関」(Gemeindeorgan) の概念へと変化させられたからである。はじめはギルドにおいて、やがて都市ゲマインデにおいて、そして全く最後になってはじめて、国家において、この方法で、〈総体の権利が、実際にすべての個々人が総体の権利に参加した限りでのみ、それに及ぶように見えたところの〉、そして、〈それゆえ、後者〔総体権への参加〕がより発展した諸状態においては不可能となったので、すべての公的な権力を有益な

職務の諸正義 (Amtsgerichtigkeiten) の無数の集合へと分解することへと導いたところの) ああ感覺的に具体的な観方の無益性が克服されたのである。

まず第一には、諸都市においてもまた、一般的な解釈に対応する状態が支配した。上からは、(用益しうる王権として貸与された職務を相続可能な、譲渡可能な、そして、分割可能な財産権へと改変することに腐心した) (王のまたはヘルシャフトの) 裁判官たちおよびその他の役人たちの権力は、絶えずより深くゲマインデ権へと浸透した。下からは、諸ゲマインデは、完全にあらゆる独自の代表団を失い、そして、ただ総体としてまたは毎度裁判官自身によって選ばれた参審員たちをとおしてのみ、裁判所においておよび決議の際に協働することができたか、あるいはしかし、諸ゲマインデは、自らのために恒常的な参審員制を、(すなわち、なるほど抑圧に対抗する強力な完全装置を構成したが、しかしゲマインデに対する関係では極めて速やかにすら、特権を与えられた保有者のクライスに対して、独自の職務の諸正義〔権益〕として帰属し、そして、(例えばケルンにおけるように) 自己補充、終身の継続、期待権の付与、および、この事実上の相続性をとおしてこのクライスが完成されればされるほど、それだけ一層その〔クライスの〕側では参審員職の独立の諸権利としての解釈を促進したところの参審員制) を、受け取ったのである。

それにもかかわらず、既に参審員団 (Schöffenkolleg) をとおしてしばしば一つの進歩が生み出された。すなわち、参審員団は、彼の「裁判所の」活動と並んで、同時に、古い自由なゲノツセンシャフトの諸案件についての「行政的」官庁として、理解された。その「裁判活動の」特性においては、参審員団のためには王の裁判官をとおして代表され、この「行政官庁の」特性においては、これとは反対に、ゲノツセンシャフトそのものによって選ばれた「参審員マイスター」(Schöffmeister) を通して代表された<sup>(61)</sup>。参審員マイスターと参審員たちは、彼らが存在し

たところでは、それゆえ最古の都制的な行政官庁であり、そして、彼らがこの行政をビュルガーシャフトの名において導いたゆえに、最古の眞のゲマインデ機関<sup>(62)</sup>であった。それにもかかわらず、彼らのもとでは裁判活動が広範に主たる問題にとどまったゆえに、そして、彼らが職務の私法的解釈をまだ克服しなかったゆえに、新たな思想は、ただ不完全にのみ実現されざるをえなかった。加えるに、ケルンにおけるように、参審員団がいつでも自らを貴族主義的に閉ざし、そして、参審員団の候補者たちとともに独自のゲノッセンシャフトを構成すらしめた場所では、やがて市民ゲマインデとの対立が生じざるを得なかった。

第二段階は、ゲマインデが自らを古い種類の保護ギルド (Schutzgilde) としてまたは新たな形式の宣誓した平和ギルド (Friedensgilde) として構成した場所での、ギルド委員会 (Gildeschüsse) またはギルド宣誓者 (Gildeschworene) をとおしてのゲマインデの代理 (Vertretung) であった。それゆえ、例えば、ケルンにおいては、リッヒャーツエツヒエは、参審員ブリュダーシャフト (参審員兄弟団体) がそれとの対立へと歩んだ後に、それがビュルガーシャフト (市民団体) であったゆえに、マギスター・キーヴィウム (市長 *magister civium*) と呼んだ一人のギルドマイスターを、参審員マイスターと並んで選出し、そして、彼に一つのギルド委員会——*officiales de Richerzcheit* リッヒャーツエツヒエの役人たち——を味方として設置したようにみえる。<sup>(63)</sup> それゆえレーゲンスブルクにおいては、市民たちによって設立されたアイヌングの頂点に、マギスター・キーヴィウムと宣誓した平和裁判官たち (*geschworene Friedensrichter*) の委員会とが登場した。<sup>(64)</sup> それは、成功した平和アイヌング (*Friedenseinimg*) に関しては、シュトラスブルクにおいてもまたそうであり、失敗した平和アイヌングに関しては、トリリアにおいてもそうであったであろう。<sup>(65)</sup> そのように、おそらく、むしろフリードリッヒ一世は、ウォルムスのために一五六年に、彼から与えられまたは確認された平和の管理のために四十人の審判者 (*judices*) (十二人の軍人 *milites*

と二十八人の市民(cives)が市民から選出されるべきであると命令しまたは確認したのである。<sup>(66)</sup> そのように、かなり古い諸都市の設立の際には、(おそらくは、同時に参審員としてヘルシヤフト的な裁判所において勤務しつつ、ギルド問題およびアイヌング問題とみなされる諸案件において、したがってとくに市場問題および平和問題において、行政、監査および固有の裁判権を行使したとされる)宣誓した人々(Geschworene)(例えば、フライブルクにおいてはconjurati共同宣誓した人々)が投入された。すべてのこれらの役所は、しかし、市民ゲノッセンシヤフトの現実の「諸機関」であつた。彼らは、彼らの権力を自己の権利に基づいてではなく、総体の「代理人」として行使したのであり、そして、彼らは、何よりも(それによって統一的な政府の出発点が与えられた)「行政的」役所(Verwaltende Behörden)であつた。しかしながら彼らの有効性は、彼らが、——宣誓された平和とくに商人警察および営業警察のための配慮のほかには——ただギルド案件またはアイヌング案件だけを処理しなければならなかつたゆえに、狭い範囲に制限されていた。

ゲマインデ機関の思想は、(自らを外的に大部分コンシリウム[consilium協議会]またはラート(Rath参事会)と言うその命名をとおして、しばしばしかし、名称を直ちに變更することなしに<sup>(68)</sup>ある他の同僚団的内的な改変のみをとおしてもまた、知らせるところの)第三段階において初めてその完成に到達した。「ラート」のもとに、我々は、この意味においてビュルガーシヤフト「市民団体」全体を「そのものとして」(たんにギルドとしてではなく)すべての市民的案件において同時に「代理し」「統治する」役所を理解する。もちろんラートは、それが後に作られなかつた場所では、どこでも直ちには現実の都市政府(Stadthoheit)として成立しなかつた。しかしラートは、(それがビュルガーシヤフト全体に帰属する自治権(Selbstverwaltungsgrecht)を、まさにそのような権利がすでに獲得されている限りで、同一の名称を使用し、権利の増加または減少とともに、自らが上昇しまたは没落す

ることによって、そのような都市政府となる傾向を、直ちに示している。

さまざまな方法で、ラートは、より古い時代において形成された。

参審員マイスターと参審員団、ギルドマイスターとギルド委員会が並行して存在したケルンにおいては、ラートは、いまや旧市民ギルドとなったリッヒャーツェヒエから排除された（より若い自由権をもつ）自由民たちが完全ビュルガーシャフトへと加入したとき、「第三の」同僚団（*drittes Kolleg*）として加わったのである。自由民たちは、彼らの権利を（*consules*（執政官たち）と呼ばれ、そして、推測するに個々の特殊なゲマインデの代表団またはそれ以外の代理人たちから構成された）委員会をとおして認識させ、そして、事実、獲得させた。そしてこの委員会は、初めは下級の同僚団として二つの他の同僚団と並んで登場し、やがてリッヒャーツェヒエの役人たち（*Officialen*）とともに *consules* または *consilium* の名のもとに一つの同僚団（*Kolleg*）に合体し、そして、最後に、たとえ数世紀後に初めてであるとしても古い参審員団そのものを呑みこんだのである。<sup>(69)</sup>

マクデブルクにおけるように古い自由な参審員制が存在したか、あるいは、大部分の王の諸都市（例えば、フランクフルト、ウルム）におけるように新たに形成された恒常的な参審員制が存在したその他の諸都市においては、ラートは、同様に、参審員職から排除された市民ゲマインデの代表から、初めは下級の行政の役所として成立した。そして、その役所は、時代の経過の中で参審員制を、自己〔役所〕の中に解消し、あるいは、全く（結局マクデブルクにおけるように）それ〔役所〕の下に位置づけられる職務へと圧迫し、そして、そのようにして真のゲマインデ機関となったのである。<sup>(70)</sup>

それがビュルガーシャフトによって設立されたにせよ、あるいは、国家によって設立されたにせよ、新たな種類の宣誓された平和ギルドが存在した場所では、ギルド宣誓者たち（*Gildeschworenen*）は、彼らの権限の単純な

漸次的な拡大をとおして、彼らの名称の変更のもとに、ラートとなった。レーゲンスブルク、シュトラスブルク、ウォルムス、フライブルク、ハーゲナウなどにおいて、そうである。<sup>(71)</sup>

最後に、参審員団も、保護ギルドも、宣誓されたアイヌングも持たなかった諸都市においては、ラートは、シユパイヤーおよびすべてのフルストのまたは新たに設立された諸都市におけるように、皇帝または都市主人〔都市君主〕の創造的行為をとおして成立する<sup>(72)</sup>か、あるいは、しかし、ラートは、次第に、〔司教または都市主人との闘争においては、ひとつの代表 (Vertretung) をもち、しかし、ビュルガーシヤフトの独自の内的な諸案件のためには、アイヌングの宣誓者たちの類推に従って行政を行いかつ仲裁裁判官的に規律する役所をもつという〕<sup>(73)</sup>ビュルガーシヤフトの需要から形成されたのである。

十二世紀の半ば頃には、とアルノルト (Arnold) は認めているが、ラートは、至る所で完成されていた。<sup>(74)</sup>このことがいまやたとえ証明しがたいとしても、しかしそれでも、これが、おそらく〔そこにおいてドイツの法意識に、都市自由に属する独特な制度としてのラートの概念が明らかになり始め、そしてそれゆえに、ラートが獲得されなかつた場所でのようなものを基礎づけることが、向上に努力する諸ビュルガーシヤフトの目標となつたところの〕時点である。

どのように、そして、何時、一体しかし、ラート、または、ラートに内的に類似する制度が成立したのか、そして、いかなる外的な諸形式をそれが受け取つたのか、それは、ゲマインデ代表団からゲマインデ機関への進歩、最上位に合わせる役所から最上位で管理する役所への進歩、たんに代理するかまたはたんに支配する役人制度から〔同時に〕代理しそして支配する役人制度への進歩、<sup>(75)</sup>という点において実現されたのと同じ進歩であった。そして、この進歩をもまた、ビュルガーシヤフトは〔それを古いゲマインデゲノツセンシヤフトの原則と融合させた〕自由



意思に基づくアイヌングの原則に負ったのである。——我々はこの概念の変化の諸帰結に、その重要性を理解するために、一瞥をもって概観する。

ゲマインデの「代理人」として、我々が見てきたように、ラートは成立に至った。そして、この地位を、ラートは、数世紀を通じて保持した。ラートは、つねに対外的および対内的にゲマインデまたは都市の名において行動し、支配したのであって、決して自己の名においていたのではなかった。ラートは皇帝、司教、または、都市主人に対する関係で、都市のゲノツセンシャフト代表者として以外の何か別のものとは決してみなされようとせず、そして、ラートは、一般的につねに（総体の利益を認識することがラートの「義務」である）という高い視点を保持している。この解釈の結果は、次のことであらざるをえなかった。すなわち、ラートの政治的権利を私的正義へと改変することが、それがその他の点では至る所で行われたように、可能ではなくなったこと、公的、譲渡不可能的として相続不可能の権利の理念が妥当するに至ったこと、ラートが一定の諸裁判集会においてはビュルガーシャフトの協働へと拘束され、そして、ビュルガーシャフトに責任を負い続けたこと、最後に、「選挙」という古い原則が「同僚制 (Kollegialität)」と「交代」(Wechsel) という新たな原則との結合において、ラートの形成に関して次第に多く道を切り開いたこと、である。

他方では、しかし、ラートは、例えば個々の目的のためのゲマインデの単なる権限受領者ではなく、時代の経過の中で自らを真の統一的な「都市当局」(Stadtbürgerei) へと高め、今日の意味における国家権力であることを自らにおいて示した。このことは、ラートに、とくに、それがその出発点を（ゲルマン人の古いゲマインデ代表団のように）その性質上国家権力の全領域を包含しなかった軍隊指揮官および裁判官の活動からではなく、行政的活動からとつたゆえに、可能であった。もちろんラートは、先ず最初には、ただ重要でない諸点においてのみ、主とし

てはおそらく都市平和問題と市場問題においてのみ、支配〔行政 Verwaltung〕を有したにすぎない。しかし、ここでは、ラートは、その行政権と監督権とともに立法権と裁判権をもまた、合一した。たとえ初めはただ小さなラートにおいて、(都市における公的権力が、自由意思に基づいたゲノッセンシャフトにおけると全く同様に、ただ「一つの権力」であり、全ての個々の当局の諸権限は、ただこの一つの国家権力または政府権力の流出物にすぎないこと)が示されたとしても、それでもやはりそのことをとおして、諸職務の現実の中央集権化への絶えず成長する傾向が成立せざるをえなかった。事実、我々は、極度に漸次的な発展の中で、ラートがそのような諸職務の総括を執り行うのを見るのである。我々は、ラートが、早かれまたは遅かれ、初めはラートの上に立つ裁判官権力をラートの行政権と合体させ、そして、最後にはラートの下に立ちラートに従属する役所または役人たちに譲り渡すのを見る。<sup>76</sup>我々は、ラートが、関税と貨幣鑄造を自らに獲得すること、あるいは、そうでないとしても、税関吏と貨幣鑄造者をラートの監督下に置くこと、を熱心に求めて努力するのを見る。我々は、ラートが都市の金融、警察、関税の支配を手に入れるのを見る。要するに、我々は、(帝国においては、ヘルシャフト諸権利と全ての種類の諸職務が次第に多く私権の全ての偶然性の遊戯となつていったのに対して)、ラートが段階的な進歩の中で政府権力の統一を思想と形式において実現していくのを見るのである。

この発展の頂点となつたのは、やがて最後には、(あるいは、参審員マイスター職 (Schöffmeisteramt) から、あるいは、ギルド代表団 (Gildenvorstand) から、原則としては、しかしラート代表団 (Rathvorstand) から生じたところの)市長職 (Bürgermeisteramt) であった。なぜなら市長の都市共和國的な首長への上昇によって、ヘルシャフト的な都市裁判官は不必要なものとなつていたからである。いまや、それまではただヘルシャフトの概念によつてのみもたらされた「外的」および「人的」な統一は、ゲノッセンシャフト的な方法でもまた構成され、

そして、共同体組織体制 (Gemeinheitsverfassung) は、その中心として、あらゆる点におおむねルシヤフト組織体制に成長したからである。

【以上、第二十九章、終わり】

【以下、第二十九章の注】

- (1) ヴンツKindlinger, münt. Beitr. II, 1. S. 203 f. Hüllmann, Städtewesen Bd. I-IV und Städte Bd. III. Gaupp, über deutsche Städtegründung. 1824; deutsche Stadtrechte Th. I u. II Eichhorn, R.G. § 224a. 224b. 310 f. Zeitschr. f. gesch. R.W. I. S. 220 f. II. 165 f. v. Maurer, über die bair. Städte u.s.w. München 1829 (auch Einl. S. 137 f. 333. Frohn. II. 97 f.). Wilda, Gildewesen S. 145 f. Hegel Geschichte der Städteverfassung von Italien II. S. 391 f. Allg. Monatschrift v. 1854 S. 157 f. Arnold, Verfassungsgeschichte der deutschen Freistädte im Anschluß an die Verfassungsgeschichte der Stadt Worms. Bd. I und II. Nitzsch, Ministerialität und Bürgerthum. 1859. Barthold, Gesch. der deut. Städte. Leibzig 1850 u. 51. 参考文献。 \* \* \* Bluntschli, Staats = und Rechtsgeschichte der Stadt und Landschaft Zürich. Bd. I Phillips, R.G. § 83. Zöpl, R.G. § 45. Schulte, R.G. § 80. 81. Walter § 212-224. Waitz, V.G. II. 422 f. 176. 287-290. III. 342. 参考文献。 同教の存在する「箇々の」中、自由雜誌中、ドイツの「 Gemeiner, über den Ursprung der Stadt Regensburg und aller alten Freistädte. 1817. Regensburger Chronik 1800-1824. Duntze, Gesch. der freien Stadt Bremen. 3Bde. 1845. 46. 48. Heusler, Verfassungsgeschichte der Stadt Basel im Mittelalter. Ennen, Geschichte der Stadt Köln. Bd. I und II. Lambert, die Entwicklung des deutsch. Städewes. im Mittelalter. Bd. II. 1865. (トルンの組織体制史を参照。)
- (2) タキテウス『ゲルマニア』第十六章。Gaupp, Stadtrechte I. S. 1 f. における並行する箇所。
- (3) それが一見矛盾しているのは、Ammian. Marcell. XVI. c. 2 にある。すなわち、「それらの領域……すなわち都市その

ものに居住することは、網で囲まれた墓〔に居住する〕のべき傾向がある。』(Territoria earum habitare --- nam ipsa oppida ut circumdata reitibus busta declinant) 云。云。云。Hegel II. S. 348 f. をみよ。

(4) ガウ(郡)のsuburbio〔郊外地〕(circuitu〔圍〕, confinio〔共通境界〕)を伴う都市に云々、Arnold I. S. 136. Heusler S. 22-25. Hegel, Monatschr. S. 165 f. Waitz II. 288. ケルンガウに云々、云々、Ennen I. 124 f. Viciniae〔近隣の人々〕については、以下、第三十五章。

(5) とくに、(郊外地を伴う都市 (civitas cum suburbio) からなる、それ自体「civitas都市」と呼ばれるガウ (Gau) のための、もともとの王の役人および裁判官として資格つけられているところの) (そしてより狭い都市区域のためにはそれと並んでツェンテナールが存在したところの) Burggrafen〔ブルクグラーフェン、城塞伯爵〕に関するArnold I. S. 76-123の注意深い研究を参照せよ。その後の時代の都市の諸職務は、そのうち、あるいは多くあるいは少なく、完全に実行された「これらの」役人たちの、最初は彼らと並んで存在した司教的ヘルシャフト的な裁判官たちRichter——監督官Vogtと管理人villicus——との合体から生じたのであり、その場合に、あるいは一つの職務の、あるいは別の職務の、名称が維持された。Ennen I. S. 551 f. もまた、さうである。異説、Hegel, Monatschrift S. 165 f. Lambert II. S. 161 f. ホイスラーHeusler S. 54 f. もまた、scultetus村長はcenturio百人隊長の継続とみなされなければならず、そしてこれ〔村長〕は、それと並んで存在する荘園法的なvillicus管理人を次第に駆逐し、そして、cives市民たちとともに参審員として、全ての都市住民の下級裁判官となったことを、説得的に証明している。フランドルにおいては、解放された隷属者たちとの追放解除された世襲領主〔裁判官〕(achtfreie Erbsassen) の結合に関して類似していた。Warnkönig, frandrische Staats- und Rechtsgesch. I. S. 303 f. 367. II. I. S. 168.

(6) 自由なゲマインデを、ケルン、マクデブルクおよびトリリアにおけるほか、レーゲンスブルク、バーゼル、シュトラスブルク、ヴォルムス、シュバイヤー、マインツ、ウトレヒト、アウクスブルク、ヴェルツブルク、ブレーメン、コンスタンツ、ハンブルクおよびその他の諸都市において、Arnold I. S. 16, 18 u. Heusler S. 69 f. が認めており、チュー

リッヒにおおつて、Bluntschli I. 61. 62. 145が、ハンブルクにおおつて、Zopf, das alte Bamberger Rechtが認めている。マルノルトとともに、civitas publica [公的市民全体]、としての都市の呼び名から既に自由なゲマインデの存在を帰結することは、疑わしい。——この完全な自由が後に廃棄されたのか、それともただ減少されたのかの争いは、もともと完全な自由が存在したのか、それとも、それ自体まだ存在しなかったのかの問いに、触れるのである。

(7) 都市の土地の地代納付義務 (Zinspflichtigkeit) は、極めて多くのその他のマルクにおいて同様であるように、後代の起源である。Heusler S. 94を参照せよ。

(8) Hüllmann, Städte II. S. 413 f. Bluntschli I. S. 61. 62. Heusler S. 91 f. —Urk. Friedr. I. v. 1156 b. Schannat II. 77: 「市民たちの共同の牧場」(communis pascua burgensium); Urk. v. 1205 b. Schöpflin, Alsat. Dipl. I. 326: 「市民全体またはその他における、一般にアルメンデと名づけられるものの土地」(terrae illae in civitate sive extra, quae vulgariter nuncupantur Almende); cf. Urk. v. 1275 ib. II. 7. 市民コミュニティラスブルクにおおつて、フリードリッヒ二世はもちろん、その点に関して都市と司教の間に行われた争いにおいて、司教はアルメンデを帝国から封土として有するに決定した。イタリアの諸都市の共有マルクは「次のように」言及している。すなわち、クレモナにおおつてUrk. v. 1114 b. Muratori IV. 23: 「人々が彼らの議論において共同の財産と呼ぶものをアルメンデ」(ea quae suae locutionis proprietate communia vocant); プントゥアにおおつてUrk. v. 1014. 1055. 1091 ib. IV. 13. 17. v. 1159 ib. I. 731: 「フンキウス河のいずれかの側に居る、前述の市民全体に及ぼされるべき共同の財産におおつて。——プントゥアの市民全体に及ぼされるべき共同の財産におおつて」(de communibus rebus ad praedictam civitatem pertinentibus, ex utraque parte fluminis Minicii sitis; — de rebus communibus ad Mantuan civitatem pertinentibus); ネット (1014): 「プントゥア市民全体におおつてまたは兵営におおつて……ネット、プントゥアの廷臣におおつて……共同体の人々とともに……居住するすべてのarimannosや」(unctos arimannos in civitate Mantuae sive in castro --- et in comitatu Mantuano habitantes --- cum --- communalis.)。ネットカンベリDucange, Glossar v. communalia, communarum, communia (sub 2) [コマナーリア、コマナー

リウム、コムニアの注釈〕を参照せよ。

- (9) チューリッヒとクヴェートリンブルクにおいては、一人の女子大修道院長 (Aebtissin)、ザンクト・ガルレン、フルダ、シャフハウゼンにおいては、一人の大修道院長 (Abt)。
- (10) Heusler S. 5 f. 119 f. Bluntschli I. S. 66; 126 f.
- (11) バーゼルにおける宮内官ゲマインデ (Palatinalgemeinde) の存在は、アルノルト Arnold I. 344 以下に否定され、ホイスラー Heusler S. 12-14 によって推測されている。チューリッヒにおける財務官 (Fiskalinen) については、Bluntschli I. S. 49. を参照せよ。プレーメン、ハンブルク、コンスタンツにおいては、宮中伯領 (Pfalzen) は存在「しない」。
- (12) 以下、第三十五章を参照せよ。
- (13) この理念は、既に最古のシユトラスブルクの都市法において特別の鋭さをもって登場している。Gaupp, Stadtr. I. S. 48. Walter; corpus jur. Germ. III. S. 780 f. u. Gengler, Stadtrechte S. 472 f. ガウプとヴァルターは、同時に、古ドイツの伝承を報告している。後には、特別の都市平和が、あらゆる都市法の本来の基礎となった。サクセンシユビーゲル Sachsensp. II. 71. § 2. をもまた、参照せよ。
- (14) Arnold I. S. 19-27.
- (15) 例外であったのは、例えば、(王が高権をそのゲマインデへの移行に至るまで保持した) アウクスブルクおよびコンスタンツであり、そして、(司教が都市主人性をバイエルンのヘルツォークと分け持った) レーゲンスブルクである。Hegel II. 418. チューリッヒもまた、帝国監督官職 (Reichsvogtei) に留まった。Bluntschli I. S. 135 f.
- (16) これらの諸特権の意味は、まだつねに争われている。アイヒホルン Eichorn の見解 (Zeitschr. I. 224-226; 228. 230. 232. 236) は、「緩和された荘園法の下に、そして、ヘルシャフト的役人の裁判権の下に立っている」ゲマインデの全ての住民たちは、ガウ組織体制から排除され、そして、そのようにして固有の権利——都市地域権 Weichbildrecht——を持つインムニテートゲマインデとなっている」というものであった。ガウプ Gaupp は、最初に、ガウ組織が特権をと

おして引裂かれることの見解に反対した。アルノルト Arnold (I. S. 28) は、さらに、都市全体へのインムニテートの拡大ではなく、インムニテート概念の除去が、自由民の荘園法のもとへの服従ではなく、公的なものに留まる、たとえ司教によって選出されたにせよ、裁判官のもとに非自由民を置くことが、結果として生じている、と述べた。ホイスラー Heusler S. 19 f. 42 f. 54 f. は、このことを承認し、そしてそれゆえ、国王的、司教的な監督官職、(königlich = bischöfliche Vogtei) について語っている。

(17) それゆえ、ケルンにおいては、ブルクグラーフ (Burggraf/城伯爵) は、大司教からの裁判権 (Bann) と帝国からの裁判権とを同時に有する、と言われた。Urk. b. Ennen u. Eckertz, Quellen I. 155. Lacombiet II. 727: 「それは我々とともに皇帝から裁判の権利を保持してゐる」(quod una nobiscum bannum iudicii ab imperio tenet)。エンネン Ennen, Köln I. S. 551. をもまた参照せよ。一一六九年には既に古さのゆえに読めなかつたブルクグラーフ〔城伯爵〕とフォークト〔監督官〕の権限に関する有名なヴァイストゥームは、(シュトゥンプフ Stumpf) とヴァイツ Waiz) によってその真性に関して論難された後、現在、エンネン Ennen I. S. 559-564 とランベルト Lambert II. 153 f. によって再び擁護されているが、いまだ徹底してブルクグラーフの職務の公的、民族法的な性質を示している。

(18) 一二五八年の仲裁裁定においては、ケルンの大司教は、ブルクグラーフエンを、フォークトと同様に、すでに「彼の」裁判官と名づけた。Ennen I. 552. 控訴は、グラーフと参審員から大司教に対して行われた。Ennen u. Eckertz II. 384 Nr. 40. そして、次第に古い諸関係が消滅したので、ブルクグラーフの以前の意味は全く忘却の中に陥り、ブルクグラーフは、その他の者のように、大司教の裁判官となつた。Ennen I. S. 553 f. Lambert II. 161 f. 172 f.

(19) 例外的に、——司教とヘルツォークの間に分配されたヘルシャフトの結果において——ブルクグラーフシャフトが、真の帝国封土として、レーゲンスブルクにおいて保持されている。Arnold I. S. 372 f. その他については、注 (5) を参照せよ。

(20) Iura et leg. civ. Argent. § 88 f.

- (21) シュトラスブルクにおいては、フリードリッヒ二世の裁定をとおしてそうである。注(8)を参照せよ。しばしば古い総体所有権〔総有権(Gesamteigenthum)〕は、たださらに譲渡の際におけるゲマインデの同意権においてのみ示される。バーゼルにおいてそうである。Heusler S. 92 f. および、その後の十二世紀の証書。さらに、第二部を参照せよ。
- (22) それゆえほとんど至るところでもまた、ほんらい荘園法的な役人が国王的・司教的なフオークトたちおよびシュルトハイスたちをとおして押しやられたのであって、後者が荘園裁判官をとおして押しやられたのではなかった。異説、Nitzsch I c.S. 18 f. 270 f.
- (23) 一〇二四年の leges familie s. Petri (サンクト・ペトルスの家族の諸法律) においては、司教は、自由な市民たち (die freien cives) を明らかに広義における familia 家族に数えている。このことは、アルノルト Arnold I. 62. もまた承認している。これとは反対に、バーゼルにおける *gedigene* (「確実な人々」と言う表現は、Hegel Monatschrift S. 170. が認めるようにビュルガーシャフト全体ではなく、下級のミニステリアリテート (廷臣階級、Nitzsch, S. 168) または隷属的な手工業者階級 (Heusler S. 129) を指している。ケルンの大司教は、自らを都市の「Herrn主人」(「都市君主」)、「summus dominus 最高の主人」とさえ呼んだ。彼は、都市と市民たちを「seine 自分の」ものと称した (Ehmen I. 616-618) が、市民たちは彼に対し、一時的に強制されるほかは、決してこの称号を承認しなかった。異説、Lambert II. 184.
- (24) マインツにおいては、十一世紀以来、*cives* または *burgenses* (「市民たち」) が従者たち *Dienstmannen* に対立させられた。Urk. v. 1069 b. Guden. II. 57. v. 1188 ib. 23. : 「廷臣たちの、自由民たちの、家族および市民たちの」( *conitum, liberorum (freie Herrn), familie et civium* )。Urk. Henr. V. ib. I. 46. : 「世俗の市民たちと同様に世俗の軍人たちが」( *laici tam milites quam cives* ) ; 1127 ib. 66. : 「自由民たちから、ミニステリアリスたちおよび都市人たちから」( *de liberis de ministerialibus et urbanis* ) ; 1139 ib. 118. 1226 ib. 493. : 「都市のミニステリアリスたちおよび」( *ministeriales burgen- ses etc.* )。一五二二年の最古のアウクスブルクの法におおづば、—— Gaupp, Stadtrecht II. S. 204—— *urbani* (「都市人たち」) または *civitatenes* (「市民たち」) は、一方では *ministeriales* (「廷臣たち」) の、他方では *totus populus* (「全民衆」) の、



対立物と呼ばれている。シュバイヤーにおいては、それらは、一一一一年に“cives” (Remling, Urkb. S. 88) と leg. et stat. civ. Arg. におおむね “burgenses” (86. 8. 43. 93.) と、ウォルムスにおおむね一〇二四年に“cives” と、一一〇六年 (Schannat II. S. 62) に “urbani” と呼ばれている。

(25) ホイスラー Heusler S. 71 f. 135 f. とその他の人々は、彼が、バーゼルの証書においては milites と cives は二二四〇年以來初めて区別されていることから、それ以前は両者は一緒に一つのゲマインデとして把握されていたと結論することによって、都市ゲマインデの本来の代理人としての Burgenses 「都市住民」の意味を、漸くはるかに後の時代の日付のものとしている。しかし既に十一世紀においては、その他の諸都市において、従者たち (Dienstmannen) と市民たち Bürger は鋭く区別されている (注 (24) を見よ)。ニツチュ Nitzsch は、逆に、burgenses 「一般を Ministerialität [廷臣たち] の一部とみなし、ランベルト Lambert は、都市の Ministerialen [役人] と Censuales [監察官] とみなしている。

(26) Arnold I. S. 137. Heusler S. 73 f. 136. 二つの階級の間には、それゆえ何時の時代にも同等性が存在した。すなわち、両者に封土受領能力 (Lehnfähigkeit) と印章能力 (Siegelmäßigkeit) とが帰属した。

(27) この後の点において、それは、都市的なものとの対立物において、たんに都市においてのみ保持されるものと称される。例えば、Urk. v. 1256. Lüb. Urkb. I. S. 214: [Minde [細民] を除く廷臣たち、執政官たちおよび Mindenses [細民たち] 全体] (ministeriales Minde morantes, consules et universi Mindenses)。他方では、彼らはしばしば cives 市民たちとすら呼ばれた。例えば、Arnold I. S. 244. における、一一二五年、一一〇五年のウォルムスの証書。

(28) それゆえ、その中で非自由民が Butheil とその他の荘園法的な負担から免除されるとどう、一一一一年の特権 (Remling S. 88) が、これに該当しない、シュバイヤーの市民たち cives sprensens、に与えられている。同様に、一一一四年には、ウォルムス市の市民たち cives urbis Wormacie、に [与えられている]。Gengler, Stadtrechte S. 560.

(29) それゆえ隷属民たちおよび非自由民たちすら、以前から最広義の市民 Bürger の中に数えられた。例えば、Urk. v. 1181 b. Arnold I. S. 240: 「ウォルムス市の貴族たちと同様に下層民からの市民たちもまた」 (tam nobiles quam de plebe

cives Worm. civitatis)。Urk. v. 1112. 1114. ib. S. 194-196. 等によれば、非自由民は“conciues”同市民たち、と呼ばれてい  
 る。Richard, Entstehung der Reichsstadt Frankfurt S. 104-109. しかしながら嚴格に形式的な様式におおつては、彼らは  
 獲得された完全市民権 (Vollbürgerrecht) とならぬ初めて市民たち (cives) として登場してゐる。また十四世紀にお  
 ちつては、フライブルクでは、“burgess”が“gemeinde”に對立せられつゝゐる。Schreiber, Freib. Urkb. I. S. 206 f. にお  
 けるUrk. v. 1313 f. : 「フライブルク市の市長、村長、ラート、市民、および、共同のゲマインツ」(bürgermeister,  
 schulheis, rat, burger und gemeinde gemeinlich der stat Friburg)。1350 ib. 408 : 「フライブルクの旧二十四人の長老  
 たち、市長、ラート、市民たち、および、貧富共通のゲマインツ」(die alten 24, der burgermeister, der rat, die burger  
 und die gemeinde gemeinliche arme und riche ze Friburg)。類似してSchannat II. 193に於けるUrk. v. 1384 : 「ハル  
 ムスの執政官たち、市民たちおよび市民全体の共同体」(consules, cives et communitas civitatis Wormatiensis)。

- (30) 司教のconciues nostrer我々の同市民たちのごとく語つてゐるUrk. v. 1289 b. Ochs, Gesch. v. Basel I. 448, v. 1275 b.  
 Arnold I. S. 242を参照せよ。Urk. v. 1262 b. Ochs l.c. S. 362 : 「大修道院長と古代からの我々の同市民の集合」(abbatum  
 et conventus nostrorum concivium ex antiquo)。Urk. v. 1278 b. Trouillat II. Nr. 235 S. 310. 「姉妹たちは、正規の公  
 表された兄弟を、クリンゲントールで作られた、我々の都市の市民たち [アチス]」(sorores ordinis fratrum praedica  
 torum, dictae de Klingenthal civitatis nostrae cives)。Urk. v. 1291 b. Böhmer Cod. Moenofrank : 「後援者アンフン  
 ヤーにおけるゲルメン人の家の兄弟たちは我々の同市民である」(commendatorem et fratres theutonicae domus in  
 Spira nostros concives)。Urk. v. 1327 ib. S. 487 : 「大修道院長と修道院の僧侶全体の市民への採用」。1327 ib. S. 488 :  
 「帝国と都市の平和における、マインツの首席司祭と司教座聖堂参事会 (Mainzer Dekan und Kapitel “in des ryses  
 und der stete friden”)。1392 b. Schreiber II. 92 : 「修道院の周りに存在する所の場所に居住する人々は、彼らが古くか  
 ら由來してゐる者として行ふか、いふべき事なむ」(item umb die Klöster, die hier burger sind, --- die sulleut  
 tuon und bleiben als si von alter herkommen sind)。Richard l.c. S. 103-106, Heusler S. 139, Arnold I. S. 240 f. Franck,

Gesch. der Reichsstadt Oppenheim S. 16, 17.

(31) 例えは、Gengler, Stadtrechte S. 461がその箇所を報告している一二九七年のFreibrief für die Stendaler Judenschaft [シュテンダールのユダヤ人団体のための免除権付与状]を参照せよ。すなわち、「前述のユダヤ人たちは、都市の共同の法を享受するであろう。そして、執政官たちによってあなたも彼らの所有財産たる市民たちのごとくに保持されるであろう。」(quod dicti iudei communi jure gaudeant civitatis et a consibus tanquam burgenses eorum proprii teneant.)。

(32) 例証は、第二部において。

(33) まず最初は、ウォルムスが一〇七三年にハインリッヒ四世のために蜂起した。次の年に、不幸な結果を伴ってではあるがケルンがハノーファーに対して、一〇七七年にマインツ、アウクスブルク、ヴェルツブルクが、一〇八六年と一〇三年にレーゲンスブルクが、ハインリッヒ四世のために蜂起した。ハインリッヒ五世のその父〔ハインリッヒ四世〕からの離反の後には、公知のように、諸都市はすべて後者〔ハインリッヒ四世〕の側に立った。

(34) とくにハインリッヒ五世 (Heinrich V.) とロタール (Lothar) のもとで諸都市は皇帝に対立した。コンラッド三世 (Konrad III.) の承認のゆえに、帝国の諸案件への諸都市の影響力は、すでに強く行使された。

(35) 最古の皇帝による諸特権——すなわち、ウォルムスのための一〇七四年の諸特権とシュバイヤーのための一一一年の諸特権——は、動機として明示的に誠実に対する報酬であることに言及している。

(36) Urk. Heir. II. v. England (1154-1189) bei Lacombl. I. S. 364 f., desselben v. 1190 und Richards v. 1194 ib. S. 365, 376, 378.

(37) ちひひdas Priv. v. 1074 f. Worms. v. 1111 f. Speier (Remling S. 38 f.) u.s.w. はちひひである。

(38) それゆえに一一一年には、レムリンツ (Remling S. 88, 89) にゆれば、シュバイヤー人は、裁判金 (Bannpfennig) および保護金 (Schutzpfennig)、胡椒税 (Pfefferzins) および禁制ワイン (Bannwein)、船上で休息する奉仕義務から

免除され、一一九七年には、同 S. 137 によれば、自由意思によらずに与えられたすべての公租と負担から、一一二二年には、ウォルムス人は、〔ラインの〕監視税 (Wachtzins) から、免除された、など。

(39) このことは、諸都市の最も重要な諸権利のひとつであった。なぜなら、(以前には、(アイヒホルンによって認められたガウからの免除とは反対に) 都市は、しばしば多くの村々とヘルシャフトを含む郊外地 (suburbium) とともに、法的に全体を成したのであったのに対して)、それによって初めて、諸都市は自己完結した統一体となったからである。ケルンのいわゆる既に一一六九年には非常に古いものであったヴァイストウム (Laombi. I. S. 302) においては、大司教は、彼もブルク伯爵もケルン人たちを、ケルン市の外の裁判所に召喚すること、(extra civitatem Coloniensem ad iudicium evocare) を欲しないことを、約束している。同様に、一一二一年にシュパイヤーのために (Remling. I. S. 89) : 「都市の周囲の外に」 (extra urbis ambitum) 、一一二〇年にはマインツのために : 「城壁の外に」 (extra murum) (Guden. I. 116) 、一一二九年にはシュトラスブルクのために確認されている (Schöplin. Als. dipl. I. 207) 。バーゼルにおいては、一三五六年に地震後に古いものとして新たに改められている。レーゲンスブルクにおいては、一二〇七年に古いものとして確認されている (Geneiner. Ursprung S. 68) 、など。

(40) シュパイヤーのための一一二一年の下層諸階級のための最古の特権 (Remling I. 88) : 「我々は、シュパイヤー市に居住するかまたは引き続いて居住することを欲するすべての人々を、どこからやって来ようと、いかなる条件で存在しようとも、《その部分によって都市全体が過度の困窮のために絶滅させられたところの》一般にブーデルと呼ばれる人々の側にとっては、明らかに、最も無価値で不必要な法律に基づいて、彼ら自身と彼らの相続人たちを弁護する。」 (omnes qui in civitate Spira habitant vel deinceps habitare voluerint, undecumque venerint vel cuiuscumque conditionis extiterint, a lege nequissima et nefanda videl. a parte illa quae vulgo budel vocabatur, per quam tota civitas ob nimiam pauperatatem amichilabatur, ipsos eorumque heredes excusimus) 。同様に、ウォルムスのための一一一四年の証書 (Arnold I. 195) 。これによれば、すでに都市へと居住した他国の非自由民の婚姻は、要求する主人によってもま

た、別れさせられてはならないといふことである。

(41) 都市の組織体制についての、空気は自由にする (Luft macht frei)、と言う命題の意味に関しては、とくに、Gaupp, Stadtrechte I, S. XXXIX. を見よ。

(42) Wilda, Gildenwesen S. 63 f. 145-166. とくに「か」167-277を参照せよ。同様に Winzer, Bruderschaften S. 28 f. ウィルダWildaの見解は、すべての原始の諸都市においては、兄弟団体(フリーユーターシヤフト)のゲノッセンシヤフト的な合意が都市の組織体制の獲得に先行していた、という見解であった。それゆえ彼は、これらの諸都市においては、至るところで、その後の旧市民ギルドは、もともとすべての完全市民を包含する保護ギルドの末裔であるとみなしている。それゆえ、シユパイヤーにおけるハウスゲノッセン(S. 194 f.)、シユトラスブルクにおける諸シユトウーベンゲノッセンシヤフト(S. 203 f.)、アルトリンブルク・イン・フランクフルトの共同相続財産(Ganerschaft)(S. 209 f.)、そして、ランドスヘルによって基礎づけられた諸都市において(それゆえ例えばリュューベックにおいてS. 221 f.)のみ、最高度のギルドのその後の発展が存在した。しかしながら、まさに、シユパイヤー、シユトラスブルク、そして、フランクフルトにおいては、ウィルダによって証拠として引用された諸ゲゼルシヤフトは、その後の起源のものであり、そして、最初から貴族制的な性質のものであった。

(43) 以下Wilda S. 176 f. Hegel II, S. 397 f. 419 f. Barthold I. 157. Arnold I, S. 401 f. Ennen I, S. 531 f.—Eichhorn, Zf. gesch. R. W. II, 185 f. Gaupp 221 f. und Lancizolle S. 10. 32. 44. リッピヤーツェッピエの中にローマの部隊(ordō)を認めている。Hilfmann II, S. 398-413. 44. リッピヤーツェッピエを帝国居住者の官職の委員会と説明した(それは正しく機知である！(Richtigert)なわち帝国居住者ReichssassenのWittheit!)。Ennen Ennenもまた、テキストにおいて与えられている叙述とは何か異なる説明を与えている。彼によれば、ロンドンのギルドとの関連において、十二世紀からの名称記載において「商人たちの兄弟団体」(fraternitas mercatorum)と言及した、商業目的および営業目的のための大規模なギルドがケルンにおいて形成されたといっている(Ennen u. Eckertz, Quellen I, 148 f.)。それは、名望と重要

性を獲得した市民階級のすべての諸要素、廷臣たちのように自由な、小売商人たちおよび手工業者たちのように大規模な商人たちを包含したとされる。ただ入会料と傷のない評判だけが採用の条件であった。それゆえ彼らは *civis* 市民たち」と同一のものとなった。彼らは、しかしながら、大市民権 *das große Bürgerrecht* の商業の権利 *Recht zum Handel* を付与するという権利をもまた、有していた。後には、それは、これらの諸権利を彼らと並んで形成される純粋な商人 *Prüfungsamt* (商人兄弟団体 *Kaufmannsbrüderschaft*)、フラテルニタス・ヴィーニ (ぶどう酒兄弟団体 *Fraternitas vini*) に対して与えた。後者の模範に従って、やがて織物職工 *Insung* およびその他のツンフトが形成された。これらの新たなコルポラチオンに対して、いまや「古いフラテルニタス・メルカトルム」(商人たちの兄弟団体 *Fraternitas mercatorum*) は、リッヒャーツェヒエにおいてその継続物を見出し(それゆえ思うにただ名称だけを変更して)、そして、この理由から、さらに全く特別にすべての商業問題と営業問題において、最上級の監督の権利を行使したのである。なぜならそれらは、*営業保護の原則を最も極端な諸帰結に至るまで追求する*”と*言う任務を引き受けたからである* (S. 543)。全く当然に、エンネンは、この場合に、*リッヒャーツェヒエの「起源」と「法領域」は「商人」制度の中に求められなければならないこと* (S. 541)、そして、古い自由な土地を所有する氏族たちは、後になって初めて、*その起源を主として動的資本に負うところの、ひとつのコルポラチオン「社団」に加入する*”と*いう決心をしたこと* (S. 546)、との結論に到達している。その後、首尾一貫して実行されるこの解釈全体は、明らかに誤っている。十二世紀の半ば頃に言及されるフラテルニタス・メルカトルムは、徹底して、後に多くの *Insung* に分裂した商人たちの大商業ギルド以外の何ものでもない。しかしリッヒャーツェヒエは、はるかにより古い、決して商業利益と営業利益を予期せず、全く一般的に自由と権利の保護のために締結された旧自由民たちの保護ギルドである。リッヒャーツェヒエは、資本にではなく、(むしろ古い自由な土地占有者たちによって同時に経営される大商業の結果において、資本が事実上すぐに圧倒的な意義をもつてそれに加わったところの)土地占有に基づいていた。商業問題と営業問題におけるリッヒャーツェヒエの官憲的な諸権利は、その起源とそれの権利の特別な営業的關係に由来するのではなく、

（それが完全市民ゲマインデとして初めから、都市の、参審員またはラートに移行していない、「すべての」諸権利の担い手、従って営業保護の担い手でもあったゆえに）、リッヒャーツェツヒエに当然に値したのである。リッヒャーツェツヒエが市民団体全体であったゆえにはなく、「完全」市民ゲマインデであったゆえに、それは、市民たち *cives* を代表し、それは、市民たちの家において (*in domo civium*) 集合し (*Weissh. v. 1258. 837*)、そして、そのみで参審員たることが可能であり、ラートの能力があったのである。——異なる説明をランベルトもまた提起している (*Lambert II. S. 228-309*)。すなわち、彼は、リッヒャーツェツヒエを（古い保護のためではなく）新たな自由の獲得のために、一一〇六年または一一一二年に締結された、ケルンの監察官たちの「新たな」共同誓約とみなしている。その名称を、ランベルトは、*Reichslaihi* から導き、宣誓者たちがそれによって帝国との直接の関係を示唆しようとしたというのである。

(44) それは、アルノルトの見解である (*Arnold I.c. S. 404*)。ウィルダ (*Wilda S. 185*) は、フラートレス・スカピノールム (*fratres scabinorum* 陪席判事〔審判人〕たちの兄弟たち) を単なる監督者 (*Anwärter*) とみなしている。ランベルト (*Lambert II. S. 183 f.*) は、参審員職のための予備学校、ある程度まで「ゼミナール」とみなしている。エンネン (*Ennen I. S. 404. 405*) は、これに対して、シエッフエンブリューダーシャフト (参審員兄弟団体) を、ケルンにおける「自由な莊園占有者」の「最古の」結合体、そしてそれも、蓋然性によれば、なによりも参審員たりうる「すべての」自由民の結合体と、説明している。彼は、それを、それゆえ、実際にリッヒャーツェツヒエであったところのものともみなしているのである。

(45) *Wilda S. 71 f. 152 f.* シュレスウイヒにおける *Hezlagh (S. 71. 152)*、フレンスブルクにおけるカヌートギルド (*Kanutsgilde (S. 159)*) は、そのちやうなスヌマ・コンヴィヴィア (*summa conviviam* 最高の共同生活) またはコンヴィヴィア・コンユラータ (*convivia conjurata* 共同誓約された共同生活) であった。そして、それらは、もともと世襲地に居住する全てのブリュエーダーシャフトを包含したが (*S. 71 f.*)、そして、後には、導入される世襲制のゆえに完全市民

ギルドから旧市民ギルドとなったのである。

- (46) ウィルタ Wilda S. 146. Beispiel im Anhang. [付録における例]。
- (47) Wilda S. 147 f. 〈市民「聖職者および帰属を包含」一人の長官 praefectus、一人の長老 Altermann、および十二人の裁判官たちをもち、そして、都市特権の担い手として現れた」エールアールにおける友人団体 amicitia の例。および、オランダの諸都市における友人団体 (フレンツシッップ vrede-scappen) 。
- (48) Wilda S. 152. Hegel II. S. 367 f. Ducange. Glossar verbo "commune" (ロムネとフランス語の注釈)。
- (49) Hontheim. hist. Trevir. dipl. I. S. 594. 595. 「我々が現在していたときに我々が都市においてそれを破壊したところの、…そしてそれが後に繰り返されたところの、共同宣誓と呼ばれる…トリアアの市民たちの共同団体は、破棄され、そして、無意味なものへと復興される。」(Communitio --- civium Trevirensium, quae et conjuratio dicitur, quam nos in civitate destruximus quum praesentes fuimus --- et quae postea reiterata est, cassetur et in irritum revocetur.)。『ホントハイム II. S. 256.』
- (50) Priv. v. 1207 b. Gemeiner. Ursprung S. 68 : 「もし何らかの方法で平和の形式が規定されていたとしたときは、…もしそのときに平和の形式が規定されついでになかったとしたときは」(si aliqua pacis forma statuta fuerit, --- si nulla tunc forma pacis statuta fuerit)。
- Priv. v. 1230 b. Hundt. Metrop. Salzb. I. 159. : 「もし平和がその時代に宣誓された都市において存在しなかったとすれば、ただ素手だけをもってそれは弁護されるであろう。もし真に市民たちが平和を維持することを宣誓していたとすれば、罪人と考えられる人は、第三者の手で弁護されるであろう。そしてそれらの人々の間には、名前を挙げられた人々〔被指名者〕と呼ばれる二人が存在するであろう。」(si pax eo tempore non esset in civitate jurata, sola manu se expurgabit, si vero cives pacem servare juraverunt, is qui reus putatur tertia manu se expurgabit, inter quos sint duo qui dicuntur denominati)。
- それゆゑ、古い平和アイヌングが消滅し、そして、また新たなそれ



が設立されていなかった時期が、存在したのである。

- (51) Arnold I. S. 320, 321.
- (52) Hegel II. S. 428. Priv. v. 1156 b. Schannat S. 76: 「ウォルムスの市民たちの誓約のことを全く記憶していない我々は、皇帝の平和を彼らに文書で伝えた。」(devotionis civium Wormatiensium haud immemores, pacem imperialem eis tradidimus.)
- (53) それゆえ、一二二〇年のフライブルクの設立証書は、ヘルツォークは法廷(forum)を商人たちの宣誓したアイヌンク(quadam conjurationeある点まで共同宣誓)をもって設置し、そして、法廷の二十四人の共同宣誓者たち(conjurati fori)が平和処理のために選ばれるべきであることを決定した、と述べている。
- (54) 例えば、一二二〇年のフライブルクの設立証書: 「債務を負わされていない自由な財産を有する市民は、都市の中にひとりの境界地をもつたであらう。」(burgensis, qui proprium non obligatum sed liberum valens marcham unam in civitate habuerit)。Arnold I. S. 238.を参照。
- (55) Arnold I. S. 141-142.
- (56) 上の二つをツェプフZöpf § 45. VIII.がきた、指摘している。
- (57) Gemeiner. Chronik I. 514. II. 27-30, 101, 105, 111, 119, 122, 123, 142. (十四世紀半ばからの都市平和アイヌンク)。同時に、職務が構成され、ラートが変化させられた。
- (58) 例えば、〈特別の保証諸規定(Sicherheitsbestimmungen)が若干の期間について作られた〉一三五六年には(Gemeiner II. S. 94. 95.)、なっていない。
- (59) ほんらい原則的な重い刑罰としての都市外追放(Stadtverweisung)の類繁を、あらゆる都市法が証明している。例えば、Zöpfにおけるバンベルク法、あるいは、リューベックに関するFrensdorff S. 168.を参照せよ。
- (60) 以下、第三十四章、および、第二部を参照せよ。

(61) 参審員マイスターのこの意義を極めてよくホイスラー (Heusler) は、彼のパーゼルの組織体制史 (Verfassungsgeschichte von Basel S. 461-490) の付録の中で浮き彫りにした。フランドルと北フランスにおいては「sacrum primus oder maior scabinius (主席または長老陪席判事) が対応している。Warnkönig, *frandr. Staats- und Rechtsgesch.* I. 379. Hegel II. 366. ドイツにおいては、参審員マイスターは、とくにトリープ (Urk. v. 1202. 1305. 1396 b. Honheim II. 15. 32. 301.) とケルンにおいて見られる。Lambert II. 183をまた見よ。メッソ Metz とトゥール Toul における類似の現象については、Heusler S. 465-472 を見よ。

(62) Ennen I. S. 620. Heusler S. 463. Lambert II. 177にそれゆえ仲裁裁判官たちは、一二五八年に、彼らが「古くから」ケルン市の政府「は参審員たちの手に置かれてきている」と語った場合に、必ずしも全面的に不当であったわけではない。

(63) リッヒャーツェヒエの役人たち (officiales de Richerzecht) とマギスター・キーヴィウム (magister civium市長) のこの理解に賛成を物語るのは、次のものである。すなわち、

a. 彼らが、さらに後になって、スカビーンヌスたち (陪席判事たち scabini) とコンスルたち (執政官たち consules) の中間の特別の同僚として現れている証書。例えば、Ennen u. Eckertz I. 329における証書：「裁判官たち、陪席裁判官たち、彼らの公務を忠実に勤めるリッヒャーツェヒエの役人たち、そして、ケルン市のコンスルたち」(Judices, scabini, officiales de Richerzecht, qui officia sua deservierunt, et consules civitatis Coloniensis.)。最後〔の部分〕に同一のカテゴリが反復され、そして、とくに二人の裁判官、一六人の陪席裁判官、一六人の役人、八人のコンスルが(名指し)されている。同じ書き出しをもつ、Ennen I. S. 634 Ennenおよびエッケルツ Ennen u. Eckertz III. S. 418 u. 447における一二九七年の証書。

b. 「両者」ともリッヒャーツェヒエから選出される二人の市長 (Bürgermeister) の存在。Ennen und Eckertz II. 383. 両者の意味が同一であり、両者が同じ時期に導入されていたことを認めるとしても、二倍の数字はそのように早い時代ににおいては説明しがたいであろう。

c. 新たに公刊された諸証書によれば、なおさらに、オフィキアーレス (Offizialen 役人たち) が職務全体であるという以前の見解に固執することの不可能性 (は、明らかである)。Ennen I 542 546 547. Ennen u. Eckertz I. 145. また、Arnold I. S.407 f. をみよ。異説「Waler Ic. und Lambert II. 218 f. 後者は、オフィキアーレスをすべてのゲノッセンとみなさうとし、しかし、彼らの中では功績ある市長たち (deseruit 忠実に勤めた人々) を特別の同僚と見ようとしている。ニッチェニツsch は、*officium* 公務、の中に「莊園」奉仕 (Hofdienst) を見ている。S. 203 f.

(64) 注 (50)、注 (57)、注 (58) を参照せよ。そこからレーゲンスブルクの市長の、早期の存在、および、初めにもかかわらず極めて高い意味が、説明される。

(65) Arnold I. 320, 321. Heusler S. 463.

(66) 「皇帝の委任に基づく前述の平和の確認に向けて、(犯罪者たちおよび犯罪を犯した者たちの侵入について、証人たちから証言を聞き、そして引き続き証人たちの真实性を判定するであろうところの) ウォルムスの教会の十二人の廷臣たちと二十八人の市民たちが、決定される。…あなた方は、この都市の平和の守られるべき誠実のほかに、第一級の優れた援助者たちと助言者たちを、(すなわち、明らかに《あなた方を等しく保護し、そして、もし誰かが平和に反して行爲したのであるうときは、都市とあなた方の命令、正義、名譽、そして、幸福に適合するように、あなた方のもとで彼らが改善し、そして、罰せられるところの》… ヴィデドミーム (監督官) … 村長、地方長官および裁判官たち) を、持たなければならぬ。」 (Ad confirmationem praedictae pacis ex mandato imperiali XII ministeriales ecclesiae Worm. et XXVIII burgenses statuuntur. qui de invasione laedentium et laesorum a testibus testimonium audiant et secundum veritatem testium discernant … Super integritate huius pacis conservando primos et praecipuos adiutores et consiliarios habere debetis. videlicet … videdominum. … sculetum, praefectum et iudices de civitate. qui vos pariter protegunt. et si quid contra pacem factum fuerit. sicut imperium decet et iustitiam et honorem ac commodum civitatis. vobiscum emendent et uldiscantur.)

(67) 注(53)を参照せよ。—Hegel, *Monatschrift* I.c. S. 706 f.

(68) それゆえ、ウォルムスの裁判官たち (*Judices*) は、彼らがコンスレス (*consules* 執政官、コンスルたち) と名づけられる以前から出現しており、それどころか一一五六年ののち極めてすぐに、真のラートおよび参審員たちとして、同様に、比較的小さな諸都市において、ラートの「性質」を受け取った。その一方では、彼らは、しばしば(例えば、ハレおよびゴータにおけるように) 古い名称を保持したのであるが。

(69) (一二五八年以前の) 最古のコンスルたちは、ブルシヤフト (*Burschaft* 市民団体) の代理人たちであったように見える。エンネン *Ennen* I. S. 633-635, 同書注 51 における、一二九七年の証書、および、「ケルンの、陪席裁判官たち、教区の役人たち、および、市民たちは」(*scabini, officiales, parochiarum ceterique cives Coloniensis*) のような書式は、そうである。彼らの登場後きわめて速やかに、これらはリッヒャーツェヒエのオフィキアリスたち (*officiales* 役人たち) と融合されたに違いない。なぜならその書式においては、参審員たちと市民たちの間には、まだラートだけが現れているからである。すなわち、「ケルンの、裁判官たち、陪席裁判官たち、コンスルたちおよび一般の市民たちは」(*Judices, scabini, consules et universi cives Colonienses*)、と。次第に、参審員たちは、このことをすでに「ケルンの、裁判官たち、陪席裁判官たち、コンスルたちおよびその他の市民たちは」(*Judices, scabini ceterique consules et cives Colonienses*) という書式が暗示しているように、ラートの第一等の席ともなった。最後に、*scabini* (陪席裁判官たち) は、全くもはや特別には挙げられなくなった。Ennen I. S. 629, 630, 632, 633, 634. における諸書式を参照せよ。ガウプ (*Gaupp* S. 244) とアルノルト (*Arnold*) の「コンスルたち *consules* は、参審員団から排除されたリッヒャーツェヒエの一部の委員会として成立した」とする仮定は、これによって完全に支持しがたいのである。これとは反対に、Hegel, *Monatschrift* I.c. S. 184, 185. を見よ。反対は、とくに、仲裁裁判官 (*Schiedsrichter*) たちを、「その人々の間に〔訴訟が〕あるところの人々のために、市民たちの共同体の古代の慣習について、ある種の有徳の人々および熟慮ある人々が、都市の助言に向けて採用される」ことが可能である」(*quod ab his, quorum interest, de antiqua consuetudine de commu-*

niatiae civium quidam prohi et prudentes assumi possunt ad consilium civitatis.) と説明しているところの、一二五八年のラウドゥム (Laudum) から生じている。そして、一二五九年においては、市長たちおよび参審員たちに対して訴えを提起し、そして、ツントゲノッセンによる市長職および参審員職の任命を要求したのは、「コンスルたち、兄弟団体たち、共同体の民衆、そして、一般に市民たちの全ての団体」(consules, fratritates, populus communitatis et generaliter tota universitas civium) であった。Einen und Eckertz II. 416における一二五九年の証書においてもまた、明示的に、市参事会 (consilium) においては、リッヒャーツェヒエの構成員たちと都市の家々の役人たち (offizialen) とがこれを占めたことが、示されている。最古のラートの中に——十三世紀の初めにおいて十五氏族の諸家族の代表として設立された——リッヒャーツェヒエのしかるべき役人たちの特別の固定的な委員会を認めるランベルト (Lambert) は、一二五八年には、例外状態<sup>64</sup>が支配したのであろうとの援用をもって、これらの証書にもかわらず自らを支えている。II. S. 314 f. 彼によれば、初めて一二七七年ないし一二九七年に成立した「さらなる」ラートは、教区の代表であったであろう。II. 332 f. その他の諸見解は、Eichhorn Lc. II. 174, 188, Nitzsch S. 300-323, Hillmann II. S. 446 f. Wilda S. 189, Barthold I. 159 f. —さらには注意されなければならないのは、この狭いラートはいづれでもまた「庶民の」制度ではなかったことである。ラートは、〈さらにはリッヒャーツェヒエとなったが、しかし手工業ツントを「決して」包含しなかった〉完全市民ゲマインデを代理した。それゆえランベルトに対しては、狭いラートが「都市貴族的」であったことが同意されなければならない。

(70) Hegel II. S. 402-406, 419-422, Arnold I. S. 409 f. マクテブルクにおいては、一二二一年の参審員証書に含まれる一二八八年のウィッピメンの特権 (das im Schiefenbrief v. 1211 enthaltene Wichmannsche Privileg) は、ラートに「いづれ何も言及していない」。Tzschope u. Stenzel S. 266 f. 88. 9. それとは反対に、一二六一年には、ラートは、参審員と並んで存在している。Ib. S. 351, 83. 参審員は、その後、ラートの一部となり、一二九四年には、しかし再び (ラートの) 外に出ることが強制されている。フランクフルトとウルムにおいては、参審員が第一のラートの席となり、市民委員会

(Bürgerausschub) は第二の席となつた。

(71) レーゲンスブルクにおいては、一二五五年の証書 (Ried I. 422) において初めてコンスルたち (consules) の名が登場している (magister et consules civitatis [都市の市長とコンスルたち])。これに対してフライブルクにおいては、(以前には一二二〇年の設立証書 (Grundungsurkunde) とみなされたところの) 既に十三世紀の都市記録 (Stadtrodel) (Schreiber, Urkb. I. S. 1f.) の中には、かつての二十四人の共同誓約者たち (conjurati) はコンスルたち (consules) と呼ばれている。後にはやがて古い名称も再び登場している。ウォルムスにおいては、もちろんアルノルトは、(Schannat S. 62) における一一〇六年の証書の中に、漁師のツンフト (Fischerzunft) が都市人たちの共同の助言者である司教によって設立される、と記されているゆえに) すでにハインリッヒ四世の下に一つのラートを見出さうとしている。しかし、この仮定は極めて大胆なものであるという、ヘーゲル (Hegel II. S. 428, Monatschrift. I. S. 176 f.) に同意されなければならない。むしろ、完全市民の総体またはそのより名望のある部分が何らかの役所的な性格なしに司教によって引き込まれることによって、有機的組織 (Organisation) の欠缺が暗示されているように見える。司教が、市民たち (cives)、より良い市民たち (meliores)、より影響力ある市民たち (potentiores)、権力を有する市民たち (ditiores cives) の助言または同意を求めるところの、別の箇所に関しても、これと異なるものではない。しかし、アルノルト (Arnold I. 313 f.) がすでに最古のシユトラスブルクの都市法においてラートの痕跡を発見しているとき、それはもっと弱い根拠のうえに基づいている。

(72) アルノルトは、シユパイヤーにおいて一一一一年にラートが言及されているのを見出しつゝ、Urk. b. Remling. S. 89: 何びとも貨幣を「市民たちの共同の助言なしには」(nisi communi civium consilio) 減少すべきではなから。反対に Hegel II. 431, Monatschrift. I. S. 180 f. を見よ。同じくまた、有機的組織の欠缺がその存在より以前に表現されている。一一九八年のシユヴァーベン人のフィリップの特権 (Phillip's v. Schwaben d. 1198 Remling. S. 137. (注 (75) を参照せよ)) は、ラートを全く明示的に K. Heinrich の皇帝の制度と名づけている。(アルノルトによれば、ハインリッヒ五世

が、ヘーゲルによれば、ハイน์リッヒ六世が、考えられている。)。フルスト的な諸都市に関しては、以下、第三十章を参照せよ。

- (73) そのような成立を、ラートは、例えば、〈コムーネがラートを大司教に対立して浸透させる最初の試みを、一一六二年にフリードリッヒ二世によって布告された彼らの城壁の破壊と彼らの諸特権の無効化によって、償わざるをえなかった〉マインツにおいて有した。Arnold I. S. 367 f. バーゼル (Heusler S. 74, 99-106, 146 f.)、チューリッヒ (Bluntschli I. S. 140.)、そして、アウクスブルクおよびコンスタンツのように〈司教が決してヘルシャフトを完全には獲得しなかった〉その他の諸都市においては、発展は平和的であった。参審員制をもたない王国の宮廷諸都市については、以下、第三十章を参照せよ。——アルノルトとホイスラー Arnold I. S. 172 f. u. Heusler I. c. が〈すでに早期にミニステリアーレン (廷臣たち) と並んで、時おり言及されるより良い市民たち *meliores cives* またはより影響力の強い市民たち *potentiores cives* を含むべきであるところの〉司教の *consilium* [会議] からのラートの形成を認め、そして、おそらく全く確かにイタリアから由来する (Hegel, *Monatschr.* I. c. S. 703 f.) 〈*Beirathen* [助言すること] ではなく *Berathen* [審議すること] を指摘する〉名称をそれと結びつけることは、承認されるべきではない。いずれにせよ、さらにこの点において、〈ラートの本来の形成要素が、司教への依存ではなく、司教に対する絶えざる反対であったこと〉によってただ偶然のおよび外的な関連点だけが存在するにすぎないであろう。

(74) Arnold I. S. 213.

- (75) 我々は、時おりすでに早い時代において、同時に「統治する」そして「代理する」当局としてのラートの地位が言明されるのを見ている。レムリング *Remling* S. 137 における一一九八年の特権は、そうである。すなわち、「さらにそれから、ヘンリクス幸福王の聖職授与式に続いて、われわれは、皇帝記録の神聖な都市に、我々の保証と同様に王の支配の保証によって、都市が自由を持たんがために〈誓約によって〉《全体の人々により良いことが可能であらんこと》義務づけられるところの」市民たちから選ばるべき十二人の人々が配慮し、そして、彼らの助言で都市が統治されるこ

よび、同意せらる。」(praeterea secundum ordinationem Henrici felicis memoriae imperatoris augusti civitati tam auctoritate domini regis quam nostra indulgimus, ut libertatem habeat, XII ex civibus eligendi, qui per juramentum ad hoc constringantur, ut universitati prout melius possint et sciant provideant et eorum consilio civitas gubernetur.)<sup>75</sup> Urk. v. 1233 f. Emmerich b. Lacomblet II. 100: 「前述のE市におおつては、その市民たちは〈その人々の助言によつて同市が統治せられること〉の十二人の陪席裁判官たちをツートファニエンスの慣習に従つて選挙し、そして、任命する。」(in dicta civitate E. cives suos eligent et constituent XII scabinos secundum morem Zutphaniensem, quorum consilio eadem civitas regatur.) (それゆゑ陪席裁判官scabiniの名称、ラーターの性質)。Urk. v. 1267. Lüb. Urkb. I. 291: 「彼によつて都市自身が統治せられること」のリューベックの市民たち自身が「(ipsi burgenses de Lubeke, per quos ipsa villa regitur)。そして、それによつて、Urk. v. 1277 im Urkb. des Bisthums Lübeck Nr. 260: 「その人々へ人民衆が意思の權力を移転するところの都市のコンスルたち」(consules civitatis, in quos populus et voluntatem et potestatem transtulit.)。

(76) ラートと裁判所の関係については、とくに Arnold I. S. 280 f. Heusler S. 148 f. ほとんど至るまで、ラート自身が裁判所であった移行期が登場した。それゆゑ一二四九年のシュトラスブルクの第三都市法と一二七〇年の宣誓証書(Schwörbrief)は、市長を裁判官と、ラートを判決発見者と(述べ)、これとは反対にシュルトハイスと参審員(Schöppen)をただ下級裁判所(であるとしている)。レーゲンスブルクにおいては、すでに一二六〇年には、ラートの下に引き上げられてゐる。すなわち、Urk. b. Ried I. S. 461: 「執政官たち、ラートの裁判官たち」(consules, iudices Ratispon) —— Behmann = Holweg S. 159 f. は、ロンバルドの諸都市に関して、ラートは初めゲノッセンシヤフト的な仲裁裁判官(Schiedsrichter)として登場し、そして、そのようにして民事裁判権を獲得してきていることに、注目させらる。

(77) ケルンにおいては、参審員マイスターとギルドマイスターから二人の市長(Bürgermeister)が登場し、シュトラス



ブルクにおいては、参審員マイスターからアンマンマイスター (Ammanmeister 郡長マイスター) が登場し、レーゲンブルクにおいては、宣誓したアイヌングのマイスターから市長が登場し、その他の諸都市 (の市長) は、ほとんどすべてラートマイスターから登場した。(最古の市長たち (magistri civium) の中に、ヘルシャフト的な人口財産調査 (census) の収集と交付のための監督官たち (Censuales) の司教により許可された役所を認める) ランベルト (Lambert II. 222 f.) は、もちろん異なる見解である。

【以上、第二十九章の注、終わり】  
 【以下、「第三十章 荘園ゲマインデからの諸都市、または、グルントヘルの土地における諸都市」に続く。】

### 第三十章 荘園ゲマインデからの諸都市、または、グルントヘルの土地における諸都市<sup>(1)</sup>

そのようにして、王国Ⅱ司教的な諸都市および若干の帝国大修道院の諸都市においては、ゲマインデ機関 (Gemeindeorgan) そのものをとおして統治される自由な市民ゲマインデ (Bürgergemeinden) が成立していた。そして、それら市民ゲマインデは、たとえ保護ゲノッセンの諸クライスと並んでおよび都市主人への一部の依存において存在したとしても、それでもやはりすでに都市の本来の代理人として、それどころか十二世紀半ば以来すでに都市そのものとみなされ、または、そうでないとしてもそうみなされることを欲した。そして、それら市民ゲマインデは、(いまや恒常的な参審員制をとおして完全な自由に保持されたマルクゲマインデであれ、自由においてなるほど時おり制限されたがしかし抑圧はされなかった古代ゲルマンのマルクゲマインデであれ)、その自由なマルクゲマインデの核心から、司教または大修道院の裁判権 (Gerichtsbarkheit) または裁判官職 (Vogtei)、時おりはまた、司教Ⅱフルスト的な高権、または、王国Ⅱ司教的な高権という(奉仕法および荘園法のより高い諸要素を同

一の自由の上昇させ、そして、自由なゲマインデと融合させることを可能ならしめたところの) 中間的な構成部分をとおして、そして、アイヌング制度をゲマインデに譲渡することによりこの従属性から高めることをとおして、成立していたのである。

ところで、しかし、上述の諸都市において、市民ゲマインデが原初のマルクゲノッセンシャフトの時代に適合する継続的の形成から生じてきているとすれば、それによって古いゲマインデと新たなコムーネ(Kommune=自治都市)の関連が一般的に証明される。なぜならあの諸都市は、広くドイツにおいて最古の諸都市であり、そして、それらの中でひとたび発展した都市(Stadt)、市民たること(Bürgerschaft)、都市の平和(Stadtfriede)、都市法(Stadtrecht)、都市組織(Stadterfassung)そして都市のラート(Stadtrath)の諸概念は、その後成立した諸都市において、ただ派生的な適用を見出したにすぎないからである。それゆえ十一世紀と十二世紀において(ヘルシャフト的な諸町村(Villen)とその荘園法的なゲマインデから発生した)一連の諸都市が立ち上がったとき、(より古い都市自由(Stadtfreiheit)が新たな都市自由の典型かつ模範となり、そして、ここでもまた荘園法の諸原則にはなく、自由の諸原則へと結びつけられたので)、ここでもまた、荘園法的な要素を「形成すること」ではなく「除去すること」が、発展の内容であったのである。

I. 最も早期に、「国王の」個々の「国庫の諸ゲマインデ」(fiskalische Gemeinden des Königs)が、(それらが数と富裕であることをとおして有力であり、人的に自由な子孫たち(Hintersassen)(homines regii:王の人々)の強い混合をとおして独立していた)特別に優遇された場所において、都市のゲマインデへと立ち上がった。アーヘン、フランクフルト、ニュルンベルク、ウルム、ヴェッツラー、ゴスラール、ハイルブロン、ハーゲナウ、フリーデベルク、コルマル、オッペンハイム、エスリンゲン、および多くのその他の後の帝国諸都市においては、

住民たちは、早期に、最も抑圧的な荘園法的な公課と奉仕から、借地相続税 (Besthaupt) と死亡料 (Sterbefall) から、恥ずべき婚姻強制 (Ehezwang) から解放され、そして、彼らの小作地 (Zinsgüter) についての自由な所有権の取得の道が開かれた。これをとおして、(都市そのものの中に存在する自由な諸要素との結合において市民団体 (Bürgerschaft) となったところの) 自由な住民 (freie Einwohnerschaft) の外部からの流入が可能ならしめられた。そして、その市民団体に対しては、一部分すでに十二世紀の半ばにおいて、環状城壁の内部における裁判管轄、特別の都市平和、開市権 (Markrecht) および商業の優遇、日に日に移住してくる非自由民たちの返還請求の禁止のような、最も重要な都市の諸特権が承認されていたのである。<sup>(2)</sup> 外的な自由とともに、ここでもまた、内的な自由が、手に手を携えてやって来た。まず最初に住民全体を構成した宮中伯隸属民 (Pfalzhörigen) の上層階級と下層階級である、ミニステリアーレン (廷臣たち) と隸属的な手工業者たちとの間に、人的に自由な定住者たちと田舎から移住してきた完全自由民たちから合体して成長してきた(司教の古い諸都市の都市市民ゲマインデ (Bürgersehgemeinde) にやがて完全に対応する) ゲノッセンシャフトが入り込み、そして、それが、自由な市民の中心となり、都市生活の担い手となったのである。はじめは組織体制は、その他の荘園ゲマインデにおけるように、奉仕従者たち (Dienstmannen) の参審員制を伴うヘルシャフト的な裁判所に制限され、その場合に、フオークト (裁判官) またはシュルトハイス (村長) が頂点に立つかどうか、固定的なまたは各回ごとに招集される参審員仲間が彼の側に立ったかどうか、の点においてのみ、多かれ少なかれ前進した自由が宣言されたのであったが、市民ゲマインデの発展とともに、十二世紀の終わりおよび十三世紀の初め以来、ここでもまた、ラートの組織体制が、次第に現れた。至るところで、ラートの核心を形成したのは、このゲマインデを代表する委員会 (Ausschub) であった。そして、その委員会は、奉仕従者の参審員団 (Schöffenkolleg) が実在した場所では、参審員団に依存し

て——第二次的な参審員席 (Schöffenbank) としてであれ、下位に位置づけられた平和宣誓団 (Friedensgeschworenkolleg) としてであれ——成立するに至ったのであり、しかしそのような参審員団が存在しなかった場所では、ゲマインデから直接発展したのであった。<sup>(4)</sup> ここでは、司教の諸都市におけるように、やがていったん成立したラートは、あるいは速やかに、あるいはゆっくりと、住民全体の唯一の当局そして唯一の機関へと上昇し、そして、初めは古い参審員制 (Schöffenhum) を、最終的にはヘルシャフト的な裁判官職そのものを吸収した。<sup>(5)</sup>

本来の王の諸都市におけると類似して、帝国封土として聖職者たるフルストまたは世俗人たるフルストの下に入ったもとの王の土地において、都市の自由が発展した。<sup>(6)</sup>

II. 最後に、しかし、——ほんらい「フルスト的」な——諸都市の、やがて広範に最も多数の階級となった第三階級においてもまた、(たとえここで、発展の不可欠の基礎を創出するために、はじめはグルントヘルから出発する人々の解放と土地の解放という創造的行為を、グルントヘルによって付与された特別の平和と法を、必要としたとしても)、自治体の組織体制は、アイヌングという新たな原則をとおして生じてきた自由なゲマインデの帰結であった。

1. そのような諸都市が、とりわけゾースト (Soest) のように、グルントヘルの既に存在するより古い荘園ゲマインデから次第に成長したところでは、その帰結は典型とみなされうる。なぜなら、都市の自由に対しては、先ず以って荘園法の段階的な弱体化をとおして道が切り拓かれたからである。負担は軽減され、通常は自由民だけに帰属した諸権利と諸優遇が付与され、そして、外国の自由民たちに、彼らの自由の本質的な短縮なしに共同に参加することが可能とされたのである。次第に、さまざまな諸階級のもとに、それどころか自由民たちや奴隷たちのもとに、より古い見解によれば考えられない法共同体および裁判所共同体 (Rechts- und Gerichtsgemeinschaft)

が登場し、そして、住民全体が「隷属と自由の中間に立つ」一個のゲマインデに合体された<sup>7)</sup>。その場所が開花すればするほど、そして、自由民たちがより多くその場所に定着すればするほど、自由の要素はそれだけいっそう強くなる。ならざるを得ず、古い階級の差異はそれだけいっそう消失し、市民たちはそれだけいっそう固く相互に結びつけられたのである。そのようにしてやがて一步一步、隷属性の自由への変化、小作地の所有財産への変化、対外的に主人に基づく統一体から内的なゲノツセンシャフト的な紐帯への変化が、達成された。それによって、都市自治と都市のラート組織体制の段階的な発展が、王の諸都市に類似して、手に手を携えて進行した。初めは下位に位置づけられることがら、とくに平和問題と警察問題において、やがてはたえずより一般的なものとなっていく諸クライスにおいて、ヘルシャフト的な平和、ヘルシャフト的な法および裁判所は、ゲノツセンシャフト的な平和、ゲノツセンシャフト的な選挙、そして、最後には、ゲノツセンシャフト的な裁判官をとおしてもまた、代替されたのである<sup>8)</sup>。

2. より長くない道をたどったのは、十二世紀の初め以来登場する「南部におけるツェーリングゲンと北部におけるウエルフィッシェンの諸都市が最も古くそして最も重要であったところの」計画的な都市建設の際のビュルガーシャフトと都市自由の発展であった<sup>9)</sup>。なぜなら、ここでは、都市は、それを誕生させたのと同じ創造的行為をとおして直ちに、「より古い、次第に成長した諸都市が長い闘争の中で初めて勝ち取らなければならなかったところの」発展の一定の基礎のうえに、置かれたからである。個々の古い諸都市の歴史的な特殊性は、ここでは譲渡される必要はなかったゆえに、それらにおいて形成された諸概念すら、ここでは、しばしば初めから、より純粹でより完全な表現を見出した。初めからここでは、都市は、たんに外的のみならず法的にもまた完結した地区としてその他のラントおよびその諸制度から区別され、特別の諸特権をもつ特別の平和のクライスおよび法のクライスとして解放され、そして、特別の都市裁判所のもとに置かれた<sup>10)</sup>。初めから、しかし、この空間的な概念にもまた、「あらか

る自由な都市の土地占有者は完全ゲノッセとして、その他の住民は保護ゲノッセンとして、それに属したところの統一的な平和ゲノッセンシャフト、法ゲノッセンシャフトおよび裁判所ゲノッセンシャフトとしてのビュルガーシャフトの人的概念は、対応していた。ここでは、完全ビュルガーシャフトの、ヘルシャフト的な奉仕従者(Dienstmannen)とブルゲンゼン(Burgensen)への区別は存在せず、また、真正のゲルマン的所有財産の上に居住する旧自由民たちからの差異も、他人の土地に居住する自由および非自由の小農たち(Hintersassen)からの差異も、存在しなかった。ヘルシャフト的な奉仕従者たちは、しばしば、市民たちが彼らを自発的に採用しようとして欲しなかった場合には、明示的に排除されたが、しかし市民たちは、すべてが人的に自由であり、そして、すべてがもともと他人の土地に居住しており、その土地に対して、市民たちは地代を支払わなければならない、そして、その地代は、もちろんやがてはもつと多く、主人(「都市君主」)の上級所有権としての当局の諸権限の承認のために支払われるように見えた。<sup>(12)</sup>最後に、しかし初めから(ヘルシャフト的な裁判所が都市の頂点に置かれ、ビュルガーシャフトにはしかしそれ自身から選ばれるべき同僚的な機関が許されたことよって)共同体の有機的組織もまた与えられた。そして、その機関は、ラートのつねにより一般的になっていく名のもとに都市の管理を導き、平和と市場警察を独立に処理し、さらにはしかし——しばしばマルクおよびシュレージエンにおけるように、そのためにまだ特別の参審員が任命されなかった場合には——ヘルシャフトの裁判所において判決を発見し、そして、法を指示しなければならなかった。<sup>(14)</sup>若干の諸都市においては、ヘルシャフト的な役人の選任すら、初めからビュルガーシャフトに譲渡され、<sup>(15)</sup>そして、しばしば自治の権利が、都市自由のために挿入される限界の内部で明示的に承認された。<sup>(16)</sup>

それゆえ、(その多くがやがて自由と力について旧司教的な諸都市を凌駕した)これらの諸都市においては、む

ろん都市のゲノッセンシャフトの最初の成立は、フェルスト的な意思の作品であった。さらなる発展は、しかし、ここでもまた、純粹にゲノッセンシャフト的な方法で、諸ビュルガーシャフトそのものをとおして、(特別な諸事情が差異を条件づけなかった限りで)より古い諸都市についてのより完全な類推において行われたのである。<sup>(17)</sup>

【以上、第三十章、終わり】

【以下、第三十章の注】

(1) 第二十九章の注(1)に引用された諸文献のほか、*Stenzel, Einleit. zu Tschoppe u. Stenzel, Urkundensammlung zur Geschichte schlesischer Städte*. Tittmann, *Geschichte Heinrichs des Erlauchten I*, S. 325-363; Zimmernann, *Versuch einer histor. Entw. der märkischen Städteverf.* Th. I, Berlin 1837; v. Lancizolle, *Grundzüge der Geschichte des deutschen Städtewesens*, Berlin und Stettin 1829, を参照せよ。—プロシヤの諸都市については、Voigt, *Geschichte Preußens III*, S. 699 f. V. 327-347. VI, S. 732-740. 個々の諸都市については、*Richard, Entstehung der Reichsstadt Frankfurt a.M.* Pfaff, *Geschichte der Reichsstadt Ebingen*. Franck, *Geschichte der Reichsstadt Oppenheim*. Jäger, *Geschichte der Reichsstadt Ulm*, 1831. Barthold, *Soest, die Stadt der Engern*. Frensdorf, *Stadt = und Gerichtsverfassung Lübecks im 12. und 13. Jahrhundert*, を参照せよ。

(2) 例として、Schöpflin, *Alsat. dipl. I*, 255における一六四四年のハーゲナウのための最古の諸特権、Lünig, C.J. XIII, S. 784, における一六九九年のゲルンハウゼンのための諸特権、Böhmer, S. 17における一八〇年のヴェッツラーのための諸特権、Franck, S. 229, 231における一七二六年と一七三六年のオッペンハイムのための諸特権、Böhmer, S. 59における一七三四年の「オッペンハイムのための」諸特権、Götschen, S. 111-116における一七二九年のゴスラールのための諸特権、を参照せよ。

- (3) フランクフルトにおおつては、Fichard S. 30-50. Hegel II. 422。ウルム：Jäger S. 183. Hegel II. 423. オッペンハイム：Frank S. 4. II. 13. 20. 21 ec. —ハーゲナウにおおつては、ゲマインデ代表は、都市の共同宣誓者たち (conjurati civitatis) と呼ばれてゐる。
- (4) ニュルンベルクにおおつては、Hegel II. S. 440. 441。Urk. v. 1256 b. Gemeiner. Ursprung. im Anhang S. 76. Goslar におおつては、Göschel S. III f. 513 f. 1119年の証書においては、既に市民ゲマインデから選ばれた四人の裁判官 (judices) が言及されてゐる (S. 115)。ロンシーリウムは一二五六年に初めて (S. 116)。同様に、ローテンブルク、ノルトハウゼンなど、Hegel II. 441。
- (5) それゆゑフランクフルトにおいては、十三世紀以後、コンスルたちは参審員たちから区別されたが、しかし参審員たちのまだ後に置かれていた。Urk. v. 1265. 1266. Böhmer S. 137. 139：「我々シュルトハイス (町長)、陪席判事たち、コンスルたちおよびフランクフルトの自治体全体は」 (nos scultetus, scabini, consules totumque commune frankof.)。類似して 1267. ib. 146. オッペンハイムにおいては、漸く一二五四年にラートが参審員から区別された。フランクにおける証書 (Frank S. 237)：「オッペンハイムにおけるシュルトハイス、陪席判事たち、コンスルたち、兵隊たちおよび市民全体に」 (sculteto, scabinis, consulibus, militibus et universis civibus in O.)。一二六六年の証書 (フランクの同書 1266. ib. S. 244) におおつては、consules は scabini の「前に」挙げられている。一二八八年の証書 (同書 ib. S. 260) においては、scabini は全く省かれている。そのときから大部分の場合、「オッペンハイムの町長、コンスルたちおよびすべての兵隊たちおよび市民たち」 (scultetus, consules et universi milites et cives Oppenheimenses) といわれている。一二八八年、一二九〇年、一二九二年、一三〇八年 (の各証書) は、さうである (S. 261. 262. 267. 284)。一三〇九年の証書 (ib. S. 280) においては、シュルトハイスが脱落している。一三三〇年 (の証書) (ib. S. 292) においては、初めは Bürgermeister (市長) が Schultheiß (町長) の前に現れてゐる。：「オッペンハイムにおける都市固有の市長、シュルトハイス、コンスルたちおよび全市民たちに」 (magistro civium, sculteto, consulibus et civibus universis oppidi



sui in Oppenheim.)。

(6) さらにはマインツの大司教が、彼が寺領管理人 (Vitzthum) をとおして管理させた高権を有したが、しかし、既に十三世紀のはじめにおいて市民ゲマインデが独立性、ラート組織および自治を獲得した。エルフルトにおいて、そうである。同様に、ミュールハウゼンにおらぶ。Tittmann S. 59-60, Hülmann II. 372.

(7) その中で十一世紀においてゾースト (Soest) の家族 (familia) に大司教によつて付与された自由付与状 (Freiheitsbrief) が更新されている。ザイベルツ (Seibertz I. Nr. 90) における、一一八六年のこの点における非常に興味深い証書に、ベーゼラー (Beseler, zur Geschichte des deutschen Ständerechts; Gratulationsschrift für Savigny, Berlin 1860) は、注目している。この「では、その時代の支配的な法律観に反対して、隷属者たち (Hörigen 農奴たち) に——参審員 (Schöffen)、代弁人 (Fürsprecher) および弁護士 (Sachwalter) としつゝの——裁判能力 (Gerichtsfähigkeit) が自由民たちの裁判所について付与され、自らを隷属的な共同体 (Gemeinwesen) に関連させようと欲する外国の自由民たちには、完全な所有財産と所有財産の独立の主張とが、証明された事件の裁判所において、「自由民である人々が彼らの団体に向けて参加することを嫌がらないために」(ut qui liberi sunt ad eorum consortium transire non abhorreant) 留保されている。その他の点においてもまた、そのようにして荘園隷属民と自由民とから構成されるゲノッセンシャフトは、荘園法の除去において既に広く前進していたように見える。

(8) ひとは、例えば、ゾーストの最古のラテン語による都市法 (一一四四年以前) と比較すべきであろう。それによれば、都市の頂点にはなお市民たちが参審員たちを任命するヘルシヤフト的な裁判所が立っているが、ビュルガーシヤフト (市民団体) は、しかし、ラートをとおして、平和問題と市場警察問題において自ら逮捕権と監視権を行使し、そして、それゆえにこの都市法のその後の (§ 35からの、Hegel Ann. 2 zu S. 445) 付加物によつて、罰金 (Brüchen) の三分の二を受け取るのであり (§ 22, 36)、「また」それによれば、市長とラートはすでに当局および裁判官の権限を有しており (例えば、§ 39, 43, 44, 47)、「そしてやがて、ドイツのSchraubeととも」それによれば、シュルトハイス裁

判所はすでに都市ラートへと移行し、そして、フォークト裁判所はラートによって二人の陪席判事 (Beisitzer) をとってコントロールされるのである (§12)。——小麦とビールについての虚偽の量目について、および、十二フエニツヒの価値に至るまでの盗み、六フエニツヒに至るまでの債務について、裁判すべき都市裁判官 *burrichter* (*Jus Susat. § 37. 61. 62*) の意味は、また解明されてゐない。Hegel II. 446. Nitsch S. 197. ベーゼラー *Beseler I.c.* は、通常、市民たちの裁判所 (*Judicium civium*) と考えられる隣人裁判所 (*Nachbargerichte*) を推測している。

(9) 一二二〇年にフライブルク・イン・ブライスガウが設立され、その後その模範に従って、そして、極めて類似の有機的組織をもって、一七七八年にフライブルク・イン・ユヒトラントが、一一九一年にベルン (Schreiber, Urkb. I. S. 25) および西部スイスの多くの諸都市 (Henke, Zeitschr. f. gesch. Rechtswiss. III. S. 191-231.) が設立された。北部においては、リューベックが十二世紀の半ばにおいて都市として設立され (Frensdorff S. 8 f. 18 f.)、一一八八年には、その施設によって都市の自由が始めて開始したところのハンブルクのノイシュタットが (設立され) (Hegel II. 452. Frensdorff S. 16) 、ほぼ同じ時期にシュヴェーリンが (設立された) (Hegel II. 454) 。これらの諸都市の法と組織体制は、相互に極めて類似しており、そして、スラブの海岸諸国におけるほとんどすべての都市の設立の模範となった。他方、ブランドンブルクにおいては、最初の都市としてシュテンダールおよびブランドンブルクがほぼ十二世紀の半ばに成立し、そして、シュレージエンにおいては、マクデブルク法がより多く模倣を見出した。最初のオーストリアの都市であるウィーンもまた、すでにほぼ十二世紀の半ば、フュルストの新たな設立をとおして成立した。

(10) Frensdorff S. 19 f. 48.

(11) それゆえ、すでにフライブルクのための設立証書はそうである。すなわち、「もし市民たちの共同体の同意に基づいてではなく、都市の市民たちの法廷証言に基づいてでもなく、誰かが害を受けることが可能であろうならば、人々または主人の廷臣たちの何びとも、都市において居住しないであろうし、市民たちの権利をもたないであろう。」(*nullus hominum vel ministerialium domini in civitate habitat (habitabit?) nec jus habeat burgensium, nisi de communi*

*civium consensu, ne quis burgensium illorum testimonio possit offendi*)。リューベック、ハンブルクなどにおいても同様である。

(12) この地代の性質について Heusler S. 47 f. を参照せよ。

(13) フォークト (Vogt 監督官) およびシュルトハイイス (Schultheiß 村長) は、時おりは主人のその他の高権をもまた行使しなければならず、時おりは特別の役人がそのために存在した。例えば、貨幣鑄造および関税についてそうである。

Frensdorff S. 36 f.

(14) フライブルクにおいては、二十四人の共同宣誓者たち (*conjurati*) が市場警察と安全警察を有し、そして、推測するに同時にヘルシャフト裁判所における参審員たちであった。リューベックにおいては、ラートは、すでにハイインリツと獅子王の特権に従って、貨幣を検査しなければならなかったのであり——(同様に、ハンブルクにおいては一一八九年の証書により (Lappenberg, Nr. 286)、ハノーファーにおいては一二四一年の証書により (Gengler, Stadtr. S. 186, § 10))——、そして、(都市自身に法の確定が帰属した諸事件 (注 (16) を参照せよ。) においては、ラートが独立に裁判を行った一方)、ラートが都市のために全ての収益 (*Getalle*) の一部を徴収したことによって、フォークトの裁判権に関しては競争したのである。Urk. v. 1188 Lüh. Urkb. I. S. 10:「都市の全ての命令 (*kore* 決定) をコンスルたちは正しく裁判するであろう。それゆえ彼らが何を承認するにせよ、都市の両当事者、裁判の第三者に彼らは証明するであろう。」[*omnia civitatis decreta (kore) consules iudicabunt: quidquid inde receperint, duas partes civitatis, tertiam iudici exhibebunt.*] Frensdorff S. 36 f. ハンブルクにおいては、一一八九年の証書 (Lappenberg Nr. 286 S. 253.) に *quod* 市場警察のもとの収益の三分の二が都市に帰属した。一一九〇年 (の証書) (ib. S. 259 Nr. 392) では、そこで初めてコンスルたち (*consules*) が言及されている。

(15) それゆえすでに一一二〇年の証書によれば、フライブルクの市民たちは、フォークトとシュルトハイイス、並びに、司祭 (*Priester*) を選任し、ヘルツォーク (大公) はただ認可のみをなすべきである。(Hegel II, S. 409. は、フォーク

トとシユルトハイスを同一物とみなしている。)

- (16) Lüb. Urk. v. 1188 S. 10 : 「都市のすべての命令」(omnia civitatis decreta (kore)) —— 最古のラテン語の制定法 I. 28 : 「都市が決定するであろうこと」(quod civitas decreverit) —— ドイツ語 II. 43. においては「助言者が設定するもの」(dat de ratman setet). おそらくこれらの選任 (Küren) は、ただ市場警察と安全警察にのみ関係し (Frensdorff S. 43)、そして、さらに初めは都市法によって作られた (ib. S. 42)。それゆえ、シユヴェーリンの都市法においても、同法が一二二二年にギュストロウ (Güstrow) に譲渡されたように (Bei Gengler § 9)、次のように言っている。すなわち、「都市の制定法に違反した者は、三マルクを都市に与えらるべし」(qui civitatis statuta infregerit, dabit tres marcas civitati)。

- (17) それゆえここでもまた、ビュルガーマイスター局の出現(シユヴェーリンにおいては既に一二二二年に制定法の § 11. 12. において、リューベックにおいては一二五六年以来 Frensdorff S. 109 以下、初めて言及されている。)、—— 真の当局へのラートの上昇、—— 都市裁判所の獲得、および、ラートの下に立つ都市官庁への都市裁判所の最終的な改変が、「認められる」。

【以上、第三十章の注、終わり】

【以下、「E. 教会とゲノッセンシャフト 第三十一章」に続く。】

### E. 教会とゲノッセンシャフト

#### 第三十一章

キリスト教会は、それが統一的で一般的なものであった限りで、その組織においてもその全体の本質においても、ローマ的な要素とゲルマン的な要素を融合させており、そして、第三のものとして特殊神学的ヒエラルヒー的な

観方を付け加えていた。これらの三つの諸要素から構成されるカノン法のドイツ民族法に対する関係にとっては、それゆえ、一方では、もっとも内的な接触が、他方では、もっとも峻厳な対立が、現れた。世俗的な発展と教会の発展の注目すべき平衡と並んで、われわれは、そのようにして両者の敵対的な相互の努力をみるのであり、我々は、あらゆる教会の制度がドイツの民族法の中にその類似物をみだし、そしてそれにもかかわらずローマ的および世界的な要素をとおしてその本質の基本的差異を生じているのを、見るのである。

このことは、とくに、我々が、教会において支配的なこの時代の共同体の諸形式と、教会のゲゼルシャフトおよびゲノッセンシャフト法、および、その中で格闘している諸対立を比較する場合に、示されるのである。

完成された封建帝国に、完成されたヒエラルヒーが対応した。ここでもそこでも、すべての権力およびすべての法は、上から与えられて、神から教皇をとおして下に向かって聖職者のヘルシャフトのあらゆる最下位の担い手に至るまで、階級のはしごが通じていた。ここそこで、しかし、〈教会の諸権利と諸義務が、その政治的ならびに用益的な側面に従って、一定の教会にその付属物として結合されたことによつて〉さらにヘルシャフトと奉仕職務のためにひとつの物的な基礎が存在していた。あらゆる教会は、そのようにして主人〔君主〕の莊園と同様に、空間的なヘルシャフトクライスのハウプト（首長）となり、あらゆる付与された聖職者の職務に、占有または収入において存する付与された奉仕財産（Dienstgut）が対応し、そして、そのようにして最終的に聖職者の職務の概念は聖職者の特権（Beneficium）の概念の中で没落するおそれがあった。<sup>(1)</sup> 他方では、しかし、ローマ的および神学的な諸要素は、封建王制（Lehnsmonarchie）とヒエラルヒーとの間の深い対立を生み出した。それらの諸要素は、ヒエラルヒーに（ドイツの公法には全く知られていない）抽象と一貫した概念形成という力を付与し、それによつて、しかし中央集権化と有機的組織（オルガニザチオン）にとつて勝利のための助けとなったところのものであった。

〔カトリックの祭司・司祭の〕独身性 (Celibat) という恐るべき武器によって、教会の統一性の担い手たちは、教会における個々の諸権利の形成と闘った。彼らは、そのようにして（さもなければ避けがたかつたであろうところの）、そして、教会をも国家をも破壊したであろうところの）教会の職務の世襲制を妨げた。より困難であったのは、職務の売却可能性に対する闘争であったが、それでもしかし、ここでもまた、勝利は教会の下にあった。ただ一つの点においてのみ、いかなる教皇の勅書 (Bulle) も特権システムの必然的結語果を押しやることができなかつた。教会職の内部的組織体制 (innere Verfassung) は、（職務上の需要をはるかに超えてヘルシャフトと財産を占有し、本質上当然にこの占有が職務の主たる内容であり基礎として妥当したところの）聖職者階級 (Geistlichkeit) においては、自らを純粹に維持することは不可能でありえた。高級な僧侶階級にとつても下級のそれにとつても、聖職者職業は、等しく聖職禄の副次的な付属物となり、この聖職禄は、いまや王の権力と富を付与し、あるいは、ただ怠惰な人生の享樂のみを付与してくれるものであった。しかしそのような内的な矛盾は世俗化へと、そして、最後には墮落へと赴かざるをえなかつた。きわめてしばしば教会には、これについて治癒が到来したが、それは上からではなく、それに新たな諸要素と諸力を供給したところの下から上昇する運動から来たのである。やがてその後、もちろんその運動もまた、身体の病気によって捉えられ、そして、この身体から引き裂くことにおいてのみ再生が可能であることが示された。それにもかかわらずヒエラルヒー的思考の力は極めて強力であり、それは今日まで存在している。その思想がその最高度の展開の時代において皇帝思想 (Kaisergedanken) に対する勝利を得たことは、それだけ一層理解しうることである。

教会の強大な力は、その統一的な有機的組織に基づいていた。なるほど、教会もまた、その内的生活の排他的規定を上から来る規律をとおして一度も貫徹させることはできず、統治への諸総体の参加は、無敵のヒエラルヒーに

おいてもまた力強く存在し、その没落以来さらに強く発展した。しかしながら、教会とその構成員において存在するケルパーシャフト〔社団〕的要素は、ドイツ法的なゲノッセンシャフト制度から、それでもなおつねに一つの点において異なっていた。あらゆる教会のケルパーシャフト (Körperschaft) は、個々人の権利を吸収した。教会のケルパーシャフトは、あるいはただ教会的案件のためにのみ、あるいは全ての関係のために、個々人の権利能力と意思能力 (Rechts = und Willensfähigkeit) を無効にしたことによって、きわめて不ぞろいな程度において、個々人の権利を吸収した。しかしいつでも統一体の意思 (Einheitswille) に対して個々人の意思は存在せず、個々人は、団体の中において、個々人が団体によって把握される限り、団体に対して無権利であった。それゆえ、なるほど、あるいは教會的団体のハウプト (首長) と並んで、あるいはそのハウプトのもとに、あるいはそのハウプトの上ですら、総体が統一体の説明のために援用されることができた。個々人のためには、それによって、上位者に対する無条件の服従の義務、何か彼以外の何ものかからの彼の意思と権利の導出は、変更されなかった。しかし、ドイツ法のゲノッセンシャフトは、それに対する関係では、まさに〈そのゲノッセンシャフトにおいては、総体に対しても主人に対しても、個人 (Individuum) が独立して留まったこと、個人は個人自身から由来する法人格 (Rechts-persönlichkeit) を保持したこと〉をとおして、区別されたのである。

先ず最初に、それゆえ、決して帝国においては、〈教会がヘルシャフトを僧侶階級と平信徒との間の宗教的領域のために創設したような〉、ヘルシャフトの担い手とヘルシャフトの対象のそのような分離は存在しなかった。教会ゲマインデのかつての自治への若干の諸追憶は、もちろんまだ存続した。司教教区 (Diocese) の僧侶階級と民衆とが司教選挙を行わなければならなかったという古い命題は、少なくともまた廷臣たち (Vassallen) と奉仕従者たち (Dienstmannen) の関与において有効に示されており、そして、これらの者たちは、司教の重要な教會的

行為の際にもまた、同意権をしばしば行使した。しばしば諸聖堂区 (Parochien) において、(牧師の選挙およびその他の教会職の任命、および、教会財産の管理についての) ゲマインデの参加は、もつと生き生きとしたものにとどまっていた。教会保護者 (Patronat) もまた、諸ゲノツセンシャフトに対してと同様に個人々人に対しても教会の諸権利を与えた。それにもかかわらず、次第に多く、より狭い諸クライスとより広い諸クライスへと、(平信徒たちは教会の事柄においてはただ服従のためにのみ存在し、彼らのゲマインデはたんなる管理の管轄区域であったという) 教会の理論は、浸透した。そして、教会の概念は、それゆえそもそもただ、さらにより広い意味においては、ウニヴェルシタス・フィデーリウム (universitas fidelium 信徒団体) だけを包含した。他方、より狭い意味においては、ただウニヴェルシタス・クレーリ (U. cleri 聖職者団体) だけが、教会権の積極的な担い手としての教会であつた。

教会そのものにおいては、もちろん全体においても個別においても、教会会議的要素 (synodale Element) が保持された。しかしながら一時的なより高い意味にもかかわらず、その要素は、今日もなお、カトリック教会において占めている (教会会議 (Synoden) がそこでは、統治の非正規的な手段<sup>(3)</sup> 以外の何ものでもないところの) 下の地位へと沈下した。教皇首位権 (Primat) には決して司教職 (Episkopat) の独立性は屈しなかったが、しかし、司教職が世界教會的な公会議 (ökumenisches Konzilien) におけるその全体の現れにおいて、教皇の上にはなく下に立つことは、次第に多く実際に確定された。引き続き時期において初めて、公会議は、再び、教皇なしでもまた、universalis ecclesia 世界の教会、を代表することを要求することができた<sup>(4)</sup>。諸国と諸地方において、同一の意味において国家教会会議 (Nationalsynoden) と修道会管区教会会議 (Provinzialsynoden) が存続し<sup>(5)</sup>、そして、司教 (Bischof) に対する関係では、司教区僧侶団 (Diocesanclerus) の総体は、司教区教会会議 (Dioce-



sansynoden) において少なくとも司教教区の諸案件における助言の権利を自らのために維持した<sup>(6)</sup>。副僧正たち (Archidiaconen)、地方の首席司祭たち (Ruraldekanen) および司教区裁判所主席判事たち (Officiale) の独立の会議は、同様に存在し続け、そして、そのようにして至る所で同一の長の下に位置づけられる人々の結合体が、世俗法におけるのと類似して、たとえより非独立的な意味においてであるとしても、存在した。

より確固たるケルパーシャフト〔社団〕的な組織体制は、同一の教会に属する聖職者たちの同僚団 (Kollegien) において形成された。ローマ教会には、教皇の評議員会 (Senat) として枢機卿たちのケルパーシャフトが成立した<sup>(8)</sup>。僧侶階級は、司教の諸教会に、自らが自らを生活の僧侶的共同性に結合させることによって、より緊密に結集した<sup>(9)</sup>。もともとは、そのようにして成立した諸司教座聖堂参事会 (Kapitel) は、完全に家庭的なゲマインシャフトの模範に従って設立されていた。それらは、確固たる規則 (canon 戒律) に従って司教の家で完全なゲマインシャフト (vita communis 共同生活) において私的財産をもたずに生活し、そして、家の主人としての司教またはその代理人に服していた<sup>(10)</sup>。カール大帝のもとでは、帝国法によって、「すべての」僧侶は、修道士 (Mönch) として、または、司教座聖堂参事会員 (Kanoniker) として生活することへと強いられたが、これとは反対に、後者においては、人的な貧困という要件はすでに脱落していた<sup>(12)</sup>。それ以来、非司教教会での類似の諸結合体もまた成立した (後のいわゆるコレギアル・シュティフター Kollegialstifter)<sup>(13)</sup>。時代の経過の中で、これらの団体においては、教会幹部 (Kirchenvorstand) に対する関係での総体の独立性が増大した。それらの団体は、セナートゥス・エクレシアエ (senatus ecclesiae 教会評議員) として、形式的な共同統治権を獲得し、ゲノッセンシャフトとして、教会財産の利用を求める請求権と絶えず拡大された自治とを獲得した。それらをそのようにして司教とのそれらの関係において、例えばヘルシャフト的なゲノッセンシャフトに比較したとすれば、十世紀から十二世紀に至るまで、

とくに司教座聖堂教会 (Kathedralkirche) において、完全に独立したケルパーシャフトへの組織改変が登場した。<sup>(15)</sup> 共同居住と家ゲマインシャフトは脱落し、<sup>(16)</sup> 司教座聖堂参事会 (Kathed.) の構成員たちは、固有の家 (curiae集会所) と収入 (praebendae司教座参事会員聖職禄) を受け取り、教会財産は、司教と司教座参事会の間で形式的にかつ確定的に分配され、<sup>(17)</sup> そして、両者の間の法律関係は、その他の点では、契約に従ってもまた規律された。司教座参事会は、〈司教自身はそれに決して属さず、むしろ司教自らがその幹部 (司教のかつての代理人から生じた修道院長 prior、司祭長 decanusおよび長官 praepositus) およびその多数の役人たちを選任したところの〉いまや全く独立した諸ケルパーシャフトとなった。自己の案件において、諸ケルパーシャフトはほとんど完全な独立性、広範な自律、固有の裁判権<sup>(18)</sup>、自治および財産能力を享受した。ケルパーシャフトには、大部分、〈ケルパーシャフトがすでに現在時おり《それが席の数を閉鎖し、そして、そのようなものの獲得を貴族の誕生に結びつけた》という「方法」において利用したところの〉新たな構成員たちの採用もまた、帰属した。<sup>(19)</sup> ケルパーシャフトはしかし、そのようにして〈その財産の管理と享受をその主たる任務とみなした〉半世俗的な諸団体となったにもかかわらず、その教会統治への関与は、沈む代わりに、〈ケルパーシャフトが聖職者のことさらににおいて、世俗のことさらににおいてと同様に、司教を、一部はそのラート〔助言〕に、一部はその同意について拘束し、教会財産の共同管理に関して最も重要な諸権利を行使し、空位にされた地位については教会が代理し、そして、一、二、三年以来ほとんど至るところで専ら司教の選挙 (Bischofswahl) を行使したことによって〉極めて高められた。

ヴィタ・コムニス (共同生活) およびそれによって司教座聖堂参事会という古い形式を人的な貧困なしにまたはこれを伴ってすら再創出するという、たび重なる試みが、十一世紀と十二世紀において行われた。<sup>(20)</sup> しかしながらこのことは、ただばらばらにのみ成功した。そして、そのようにして聖職者たちの新たなコングレガチオン (Kon-

gregationen諸集会) が成立した。そして、それに向けてカノニーキ・レグラールレス (canonici regulares) 正規の司教座参事会員たち) の名称が移行した一方で、その他の人々は (規準canonを欠くにもかかわらず) カノニーキ・セクラーレス (c. seculares) 世俗の司教座参事会員たち) と呼ばれた<sup>(21)</sup>。後には、そのような正規のカノニカー (Regularkanoniker) の幾人かは、プレモントレ会士 (Prämonstratenser) の教団の規則を受け取った<sup>(22)</sup>。

教会の発展全体にとって、および、世俗的な社団法 (Vereinsrecht) へのその影響にとつて、参事会員 (Kanontiker) の諸コングレガチオンよりも重要であったのは、修道士階級 (Mönchstum) の進歩であった<sup>(23)</sup>。先ず最初に、個々の修道院の内部組織体制は、(次第に社団的な要素が、修道院の上位者をとおして代理される天国の主人への完全な献身を圧倒したことによって) より自由なものとなった。修道院へと入った個々人は、もちろん相変わらず彼の財産能力を、彼の家族権を、そして、彼の上に立つ統一団のために彼の固有の意思を、放棄した。しかし、この統一団は、もはや大修道院長 (Abt) (Prior, Guardian, Rektor (いずれも修道院長)) だけによって代表されるのではなく、彼と兄弟たちの総体によって代表された。もちろん、大修道院長には、君主的、家父長的な権力、規律および代理権限がとどまっていた。しかし、より重要なことにおいては兄弟たちの助言を求めるといふベネディクト教団の規定から、司教座聖堂参事会におけるのと全く類似した、完全な権利を有する兄弟たちの会議または彼らの委員会の、独立の同意権とコントロール権が発展した<sup>(24)</sup>。家の組織体制から、全ての点において、次第に多く、合議的な組織体制となり、そして、大修道院長選挙もまたより自由なものとなった<sup>(25)</sup>。他方では、それにもかかわらず、まさにいまや教会との修道士階級の結びつきは従来よりもより内的なものとなった。以前は大部分の修道士は平信徒であり、そして、ただ若干の僅かな者だけが僧職授与 (Weihe) を受けたのに対して、修道士は、世紀以来、大部分聖職者 (Kleriker)<sup>(26)</sup> であり、そして、ただなお通常の奉仕と手作業のために、議席と発言権をもた

ない平信徒兄弟 (Laienbrüder) (conversi:改宗者たち) が採用された。<sup>(29)</sup> 教区教会 (Pfarrkirche) からの大修道院への貸与、高められた諸特権、そして、司教権力からの免除は、<sup>(30)</sup> 修道士階級を教会秩序の内部でさらにより確固とした地位へともたらしめた。これをとおして修道院の単なる自由なゲゼルシャフトへの改変が妨げられ、そして、むしろ彼らの社团的な独立性の継続的形成にもかかわらず、同時に教会の营造物としてのその性格は、ますます鋭く刻印されたのである。

司教座聖堂参事会 (Kapitel) におけると同じ諸原因が、諸修道院においてもまた、早期に世俗化と墮落へと作用し、そして、共同性の没落を、いやそれどころか財産分割をすら惹起すべく脅かした。しかしながら修道士階級に対しては、(その都度同時に動揺するローマの座を新たに堅固にしたところの) 多数回の大規模な革新が与えられた。すべてのこれらの革新は、教皇の最初の意思なしにまたは最初の意思に反してすら、下からやって来る連合の運動から出現した。それら「革新」のすべてに原動力を与えたのは、ローマ的な諸国民であり、そして、高められた程度において、あらゆるより遅れた諸革新はより明瞭に、最も遅れた (イエズイット教団の) 革新は最も明瞭に、ローマ的な刻印を担っている。しかし狂信的に把握された統一体理念のための中央集権化、軍隊的な組織、個々人の犠牲への革新の傾向が、ドイツのゲノッセンシャフト制度に対して対立的な態度をとればとるほど、それだけ力強く、それでもやはりドイツもまた、これらの運動によって捉えられたのであり、ここでもまた法と組織体制はそれらによって修正されたのである。

暗示された改革の最古のものは、修道士教団 (Mönchsorden) への修道院の結合において存在した。もともとあらゆる修道院は、ある特定の聖人の場所に結びつけられたフロンホーフと同様に、独立した全体であった。いくつかの修道院の間には、(ある修道院の他の修道院についての) もしかするとあるかも知れない所有権的権利または

教会保護者の諸権利 (Patronatsrechten) および、基幹修道院とそのコロニーの間に時おり存続した母村と娘村の関係を類似する個々の諸点を無視するとすれば<sup>(33)</sup>、法律的な関連は存在しなかつた<sup>(32)</sup>。修道院のゲマインシャフトの拡大は、やがてまず最初に、卓越した平信徒に対する一種の名譽構成員としての兄弟関係の付与をとおして、より多くさらには異なる諸修道院の間の兄弟契約 (Fraternitätsverträge) および協定契約 (Kartellverträge) をとおして登場した<sup>(34)</sup>。十世紀以来、しかし、諸修道院の孤立は、次第に多く異なる修道院の間の修道士制度の改革との結合において設立された<sup>(35)</sup>大規模の諸コングレガチオンをとおして押しやられた。これらの諸コングレガチオンの最古のものは、九一〇年において、クリューニーの大修道院長から始まり、そして、(やがて数百のベネディクト教団の修道院を包含した)クリューニー教団 (Orden der Klunienser) の設立へと導いた。教団は全体の組織体制を有し、その頂点にアルキアッバス (archiabbas大修道院長) としてのクリューニー大修道院長が立ち、アルキモナステリウム (archimonasterium大修道院) としてのクリューニー修道院、コアッバテス (coabbates副修道院長)、プロアッバテス (proabbates大修道院長代理) が彼の下に立っていた<sup>(35)</sup>。イタリアにおいては、一〇一八年にカマルドリ会士 (Kamaldulenser) の移住者教団が、一〇三八年には共住修道士教団 (Conbienenorden) が成立した。教団制度がドイツにおいて開始を見出すまで、かなり長くそれは続いた。一〇六九年において初めて、修道士たちのきわめて激しい抵抗が打ち負かされた後に、大修道院長ウィルヘルム・フォン・ヒルシャウ (Wilhelm von Hirschau) が、クリューニー教団の模範に従うコングレガチオン——congregatio Hirsauensisヒルシャウ会——を設立することに成功した。

これらのコングレガチオン (会) が修道士階級に与えた躍進は、しかし、非常に力強いものであったので、やがてそれら「諸コングレガチオン」は、改めて、権力と占有をとおしての世俗化というすべての聖職者の諸コルポラ

チオンの一般的な運命に屈服した。速やかな連続において、それゆえ、古い修道士諸教団と並んで、修道院制度の宗教的基本理念の蘇生を求めた新しい修道士諸教団が開花し、そして、広まった。そうして一〇七三年ないし一〇八三年にはグラモント教団 (Orden von Grammont) が、一〇八四年にはカルトジオ教団 (Karthäuserorden) が、一〇九四年にはエブラルドの泉教団 (Ordo Fontis Ebraaldi) が、一〇九五年には聖アントニウスの修道院長のホスピタリウスたち (hospitalarii s. Antoni abbatis) が、一二二〇年にはプレモントレ会士教団 (Prämonstratenserorden) が、一一五六年にはカルメル会士教団 (Karmeliterorden) が、とりわけしかし、一〇九八年以來はシトー会教団 (Cistercienserorden) が「設立された」。そして、シトー会教団は、「ベネディクト教団とクリューニー教団の富と無規律に対して厳格で貧困な生活方法を、それらの無限の諸特権と諸免除に対して司教の下への服従 (Unterwürfigkeit) を、対立させたことによつて」、六十年後、すでに五百を超える大修道院を、十三世紀においては、一八〇〇以上の大修道院を包含した。規則の改革と同時に、シトー会士たちにおいては、教団組織体制の継続的形成が結合された。すなわち、「それは」シトーの大修道院長が諸コングレガチオン全体の長 (Prior) として君主の力を備え、四つの先ず第一に卓越した子修道院 (Tochterkloster) (娘たる首長 *filiae principares*) の大修道院長たち (Äbte) が地方長官として彼の傍らに登場し、総司教座聖堂参事会 (Generalkapitel) としてのすべての修道院長たち (Äbte) の規則的な集會が長たち (Prioren) を制限し、そして、最後に上位者たちをとおしての個々の修道院の年々の視察がシステムを完成させたことによつて「である」<sup>(36)</sup>。これらの諸制度は、インノケンス三世 (*Innocenz III*) がそれらを全ての教団において法律としただけに、それだけいっそう重要なものとなつた。<sup>(37)</sup> 同じ教皇は、同時に、諸コングレガチオンの高められた多様性のゆえに、新たな教団の設立を禁止した。<sup>(38)</sup> その禁止は、すなわち、もちろんやがて托鉢修道士たち (*Bettelmonche*) のために再び撤回されざるを得なかつたが、しかしそれ

でも《教会に対する宗教的な連合の力強い飛躍にもかかわらず、《聖職者ゲノッセンシャフトの存在が教皇のサンクシヨンに依存している》という立場にいかにか固執したかを》明らかに示している。事実、現在もその後も、教会は、《すべての新たに成立した若干の意味をもつ聖職者のゲゼルシャフトは、その規則と組織体制を——形式的には少なくとも——教皇の椅子から付与され、そして、教皇からそれらの諸権利の総体を導いたこと》、《それゆえもつとも自発的な教団結合体もまた、個々の教団ゲマインデと同様に、決して完全に自由なゲゼルシャフトの概念のもとには入らず、ゲゼルシャフト的組織体制を伴う教会の営造物とみなされたこと》<sup>(39)</sup>を貫徹させた。

すべてのこれらの聖職者のゲゼルシャフト形成は、男性たちの結合体に類似する婦人たちの結合体が平行して活動したとき、それだけ一層深く、国民生活へと介入した。カノンの聖職者たちにカノンの婦人コングレガチオン(Frauenkongregationen)が対応した。<sup>(40)</sup>そして、婦人コングレガチオンは、カノンの聖職者たちと同様に、後に、形式的な規則に従って生きる正規の修道女たち(Regularkanonissen)<sup>(41)</sup>の結合体と、本来の誓約なしにより緩やかな規則に従って結合された世俗の修道女たち(Sektarkanonissen)<sup>(42)</sup>の結合体に分裂し、そのうちしかしとくに後者は、早期に貴族の娘たちの単なる一時的な介護施設(Versorgungsanstalten)へと変質した。<sup>(43)</sup>同様に男性諸修道院と男性諸教団の傍らに、《一般的運動に従い、そして、大部分の場合、男性諸教団の規則に関連した》婦人諸修道院と婦人諸教団が成立した。<sup>(44)</sup>

しかし本来聖職者のケルパーシャフトが教会と民衆の区別を緩和するよりもっと強化したとき、両者の関連は、聖職者の法と世俗法の間のある多数の《中世全体が満たした》中間構造物をとおして、絶えず新たに堅固ならしめられた。この点においてより狭い生活クライスのために諸ブリューダーシャフト(Briderschaften兄弟団体)が作用したところのものは、十二世紀の初め以来、より大規模な基準において《宗教的な結合の手段をとおして騎士階

級を教会と結びつけた。聖職者たる騎士教団 (Ritterorden) において繰り返された。<sup>(45)</sup> 小さな発端から、大部分の場合、騎士たちまたは兄弟たちの自由な諸アイヌングまたは諸ブリューダーシャフトが出現し、それらは、すべてのヨーロッパの国々およびそのようにしてまたドイツにも広がった。とくに、ここに足場を築いたのは、これら大きなゲノッセンシャフトのうちの三つであった。すなわち、それは、《三つの修道士誓約と並んで巡礼者の保護を第四の誓約として約束した》九つのフランスの騎士たちのうち、イェルザレムにおいて一一一八年に設立され一一二八年に教皇によって独自の規則を備えさせられた《テンペル騎士教団 (Orden der Tempelherren)》〔であり、そして〕、《一一二〇年以來、一〇四八年からアマルフィの商人たちによって設立された洗礼者ヨハネ病院ブリューダーシャフト (Hospitalbrüderschaft Johannis des Täubers) から成長し、そして、一一三〇年に認可された》ヨハネ騎士修道会士教団 (Orden der Johanner) 〔であり、そして〕とりわけ、《しかし一一九〇年にハンブルクとリュubeckの市民たちのあるブリューダーシャフトから成立し、そして、一一九一年に認可された》イェルザレムにおける聖母マリアのためのドイツ人病院の兄弟たち教団、あるいは、《一二三七年に、一二〇四年にリーフランドにおいて設立された剣友騎士教団 (Orden der Scheritter)》がそれと結合されたところの<sup>(46)</sup>ドイツ騎士団 (der Deutsche Orden) 〔である〕。類似の種類により小さな騎士教団がその傍らに存在したところの、これらの諸教団は、修道士たちの生活方法と軍人たちの生活方法の結合に基づき、そして、従って、その組織体制もまた、教団組織体制と戦争状態の国家の組織体制との間の中間的構成物として設立されたのである。<sup>(47)</sup> しかしドイツにとつてのその主要な意味もまた、初めて引き続き時期へと帰するゆえに、そこにおいてさらに手短かにそれらについて話題となすべきであろう。

【以上、第三十一章、終わり。第二期Zweite Periode、終わり】



【以下、第三十一章の注】

- (1) Vgl. トンミンースThomasinus, Verus et nova ecclesiae disciplina circa beneficia [諸特権に関する新旧の教会の学説], Magunt. 1786 f. 3 Bände in je 3 Theilen. 特権 (beneficium) の概念は、ルッデは、教会組織体制法全体のため出发点である。I. 3. c. 69. § 19. 20. にゆれば、それゆえ、修道院における個々の修道士の地位もまた特権として現れつつある。しかしその特権の内容は、ルッデは、もともと全ての諸特権において全く同様に、ただ「養育されることと衣服を着せられること」(nur das ali et vestiri) だけである。
- (2) 一八〇〇年以後の司教選挙については、Thomasinus I. c. II. 2. c. 20-43.
- (3) シテントSchulte, Lehrb. des kathol. Kirchenrechts. 2. Aufl. 1868, § 87 f. S. 305 f. は、それに表題をのべている。Vgl. Walter, K.R. § 163.
- (4) Richter, K.R. § 154. Walter I.c. § 164. 165. Schulte I.c. § 87. S. 305 f.
- (5) Thomassinus II. 3. c. 56. 57. Walter § 166. Richter § 155. Schulte § 88.
- (6) Thomassinus II. 3. c. 74. 75. Walter § 167. Richter § 156. Schulte § 89.
- (7) Thomassinus II. 3. c. 73.
- (8) Thomassinus I. 2. c. 113-116. 彼は註文によつて (I. 3. c. 8 § 13 u.c. 10 § 5) 枢機卿団 (Kardinalkollegium) にせよ非常に最上の司教座聖堂参事会 (Kapitel) の姿が継続して来る事を指摘してゐる。Vgl. auch Gieseler, Kirchengeschichte II. I. S. 186 f. Eichhorn, R.G. § 137 f. Walter, K.R. § 137 f.
- (9) ひつがアウグスチヌスに題されてゐる司教座聖堂参事会の成立については、Thomasinus I. 3. c. 2-10. 古くガリナーン (Seminaren 司教養成所) およびシテント (Schulden 神学校) のその関連については、ib. I. 3. c. 5. 6. 8. § 2. II. 1. c. 102 § 2 f. —およびPlanck, Gesch. der christl. Gesellschaftsverf. III. 641 f. Gieseler I.c. II. I. S. 48 f. 207 f. Rettberg, Kirchengeschichte II. 662 f. Boehmer, princ. jur. canon. Lib. 3. sect. 3. tit. 3 u. 4. Schmalz, Handb. des kanon. Rechts §

- 207 f. Walter l.c. § 148, 149. ミッテンハムスに於けるメンンの司教クロデガントスの規則 *Die regula Chrodogangi des Bischofs v. Mets b. Labbaeus, Coll. conc. VII, S. 1444.* を参照せよ。
- (10) Thomassinus I. 3. c. 9. § 11: 「司教区の中の一家の家の全部の財産がその司教区に共有物」(una cum episcopo domus, una mensa, una omnium rerum societas et communio)。
- (11) Cap. I Car. M. a. 789. c. 71. 75; 802. c. 22; 805. c. 9. Thomassinus I. 3. c. 9.
- (12) Thomassinus I. 3. c. 20. § 1-6. 場所の安住社 (stabilitas loci) によつて。Ib. § 7. しかるべき貧困 (Armut) が要する事。Ib. I. 3. c. 2. § 7-11.
- (13) Thomassinus I. 3. c. 9. § 6-7. c. 11. Walter § 148.
- (14) Thomassinus I. 3. c. 7. § 7 f. c. 8 § 6-8. c. 9. § 12 f
- (15) Vgl. Thomassinus I. 3. c. 10. 70. Planck IV. 2. S. 565 f. Gieseler II. 2. § 64. S. 260 f. Raumer. Hohenstauffen VI. 29 f. Eichhorn l.c. § 333. Böhmer l.c. tit. 4 § 422 f. Schmalz, l.c. § 210 f. Walter l.c. § 149. Richter § 120. Schulte § 58. S. 226-236.
- (16) 最初ビエノートに於て。Planck III. 758 f
- (17) Thomassinus III. 2. c. 20. 23. Planck III. 749-767. IV. 2. S. 565 f.
- (18) Thomassinus III. 2. c. 23. § 7.
- (19) Gieseler II. 2. Note b. (1232 in Strassburg). Seuffert, Versuch einer Gesch. des deut. Adels in den Erz = Domstiftern. 1790. Walter § 150.
- (20) Thomassinus I. 3. c. 11. 21. Eichhorn § 334. Walter § 150.
- (21) Thomassinus l.c. 21. § 6 f.
- (22) Gieseler II. 3. § 65. S. 264.

- (23) Thomassinus I. 3. c. 12-25. 65-69. Böhmer, jus eccl'es. Prot. III. tit. 35. §. 47-70. Rettberg, Kirchengesch. II. 682-692. Gieseler II. 1. § 30. S. 237 f. II. 2. § 67 f. S. 279 f. Fehr, Allg. Gesch. der Mönchsorden. Tübingen 1845. 2. Bde. Dove, in Bluntschli's Staatswörterbuch. v. "Orden, geistliche". また、次のものを参照せよ。Böhmer, princ. jur. canon. lib. 3. sect. 3. tit. 1 u. 2. Schmalz, Handb. des kanon. Rechts § 192-206. Eichhorn, R.G. § 330 bis 332. Walter, R.G. § 341. Richter § 280. 281. Schulte S. 454 f.
- (24) 服従または寛容の義務のこのより緩やかな解釈は、最初から、盲目的な服従を要求したコロンバンのベネディクト派の規則 (Regel Benedicts von der Kolumbans) とは異なっていた。Rettberg II. 681 f.
- (25) Tit. X 「第三章第十節の合意なしに高位聖職者によって行われたと云ふの事があること」 (de his quae fiunt a praelato sine consensu capituli III. 10.)。Walter § 342. Schulte § 174.
- (26) それによって、農作業と手作業とともに修道士たちの家事、とりわけ順番に交代する調理作業の世話などもまた、中絶した。ところで、席と議決権のない特別の「奉仕的」な兄弟たちが存在し、そして、ただ監督のためだけに、さらに役人として完全な権利を有する構成員たちが任命された。—修道院のさまざまな職務については、Thomassinus I. 3. c. 66. 67. ベネディクト会士のもとでは、大修道院長のもとに指名されたそして免職しうる大修道院長代理 *praepositus* が代理人として立った。規律については、修道士たちは、十人単位 (*Dekanie*) に分けられ、そのそれぞれが一人の選ばれた十人長 (*decanus* 司祭長) に服した。最後に、地下室、外国人接待、病院制度および慈善制度、宝物、財産管理 (*oeconomus*)、礼拝行為、などのための、特別の役人が存在した。
- (27) カロリング朝時代においては、同時に、大修道院長の選挙は、多数決によってではなく、「たとえコングレガチオン (集会) の僅かな部分であっても」 (*pars quanyis parva congregationis*) もしそのコンシリウム (助言) がより合理的なものであった場合には、司教たちと隣接の大修道院長たちに、良くない大修道院長選挙に反対して歩みだす権限を有するものとして、委ねられるのを常とした。Rettberg II. 681 f.

- (28) Klerikat (聖職者) と Monach (修道僧) の關係に關しては、*Thomassinus I. 3. c. 13-15. 17-19.*
- (29) 兄弟たち *fratres* もまた、神父たち *patres* または聖職者たち *clerici* との対立におつて名づけられた。Walter § 342. Eichhorn § 332.
- (30) Thomassinus I. 3. c. 26-40. Gieseler II. 1. § 32. S. 242. II. 2. § 67. S. 282 f. Eichhorn § 189. 331. Schulte § 175. S. 475 f.
- (31) その不成立が強いられたフルダ (Fulda) における占有と領土の分割については、Retberg II. 686 を参照せよ。
- (32) 規則の一致は、トマッシーヌス (Thomassinus I. 3. c. 23. 24. (bes. 89)) とともに、諸コングレガチオンの前にはただ「一つの教団、全ての修道僧たちのひとつの団体」(*unum ordo, unum omnium monachorum corpus*) のみが存在した、*「言明」* を正当づけない。法律的な団体 *corpus* は、少なくとも存在しなかつた。
- (33) Retberg II. 670 f.
- (34) 例 *「de」* du Fresne v. fraternitas における八三八年のガリアの「一つの修道院の兄弟化 (Verbrüderung)」 Wilda, *Gildenwesen* S. 32 における *「ウールヘルム一世のもとの七つのイギリスの修道院の「ひとつの心臓とひとつの魂の」* *quasi cor unum et anima una)*、兄弟化、Guden. I. 467. 476. III. 193 における「一三一九年と一三二一年の兄弟契約 (Fraternitätsverträge)」 *Urkb. des Bisth. Lüb. S. 246.* における「一三一九年のあるリューベックの修道院との下部イタリアにおけるギリシヤの修道院のアデルフォティス *adelfohtis*」(兄弟化) を参照せよ。ギルド全体または諸コルポラチオンあるいは個人に対してもまた、しばしば全く高い金額と引き換えに、ある修道院またはある全教団の兄弟關係が、付与された。
- (35) Thomassinus I. 3. c. 25. Planck III. 697 f. Raumer VI. 399 f. Gieseler II. 1. § 33. S. 239 f.
- (36) Thomassinus I. 3. c. 68. Gieseler II. 2. § 67. S. 280 f. Dove l.c. S. 393 f.
- (37) Conc. Lateran. IV a. 1250 c. 12. C. 7. 8. X de statu monach. [修道士の地位について] III. 35.

- (38) Conc. Later. l.c. 13.
- (39) Richter § 280 f. Schule S. 458, 461. を参照せよ。やや異なるのは Walter § 340. Vgl. c. un. § 3 de relig. domin. in 6<sup>o</sup>. c. 7. X de statu monach. 「修道士の地位にござい」。
- (40) Conc. Vernens. a. 755 c. 11. Conc. Mogunt. a. 813 c. 13. Conc. Cahlon. a. 813 c. 53. 八一七年には、それらのためにローレンツ独自の規則が(アマラーリナス Amalarius により起草されて)公表された。
- (41) Thomassinus I. 3. c. 50, 51. 63. Walter § 343. Rettberg II. 699 f.
- (42) Thomassinus l.c. 63 § 3-10. 改革の試み c. 43. § 5 de elect. in 6<sup>o</sup> (L. 6); clem. 2 de stat. mon. 3. 10. Conc. Col. a. 1536.
- (43) Thomassinus l.c. 63 § 5. 6. 8. 9. 一二二〇年頃 Virriac. hist. occ. c. 31 によれば、ドイツにおいては、ただ兵士たちおよび貴族たちの娘たちだけを彼らの同僚において受け入れる (nomini filias militum et nobilitum in suo collegio volunt recipere.)、その他の、そのようないわゆるご女たち (domicellae) の社団 Vereine が完全な開花期にあった。 Gieseler II. 2. § 71. S. 338 f.
- (44) Thomassinus I. 3. c. 42-62. Rettberg II. 694-699. 女性修道院もまた、エジプト人たちから出発し、やがてヨーロッパにおいてさまざまに諸規則に従って、ベネディクトの規則が中心でもまたはほとんど全てのその他の規則を排除するまで広まった。その後、さらにはほとんどあらゆるより重要な新しい修道士教団に女性のコングレガチオンもまた加わった。
- (45) Vgl. Gieseler II. 2. § 72. S. 340-351. Raumer. Hohenst. I. 487 f. Böhmer l.c. tit. 5. Runde. P.R. § 398 f. Schmalz l.c. § 215 f. Walter § 345. Eichhorn § 335. Dove l.c. S. 369 f.
- (46) すべてスペインにおいて多数。それゆえ、一七五五年に認可された聖職者と騎士の混合した聖ヤコブ剣友教団 (Orden des heiligen Jakob vom Schwert) 、カラトラヴァ教団 (Orden von Calatrava) (一一五八年) 、モントレレーザ教団 (Orden von Montresa) (一二二六年) 、ホルトガルにおいては、アヴィン教団 (Orden von Aviz) (一二二二年) 。

イタリアにおいては、一二六一年、聖処女マリヤ騎士教団 (Ritterorden der Jungfrau Maria)。イェルサレムにおいては、聖ラザロ教団 (Orden von heiligen Lazarus)。およびEryphius, kurzer Entwurf der Geist = und Weltlichen Ritterorden. Leipzig und Breslau 1709 S. 8-158における年代記を参照せよ。そのほかの聖職者的騎士教団が引用されている。Schmalz l.c. § 215をよまた、見よ。

(47) 聖堂騎士 (Templer) については Münter, Statutenbuch des Ordens der Tempelherrn u.s.w. Berlin 1794を参照せよ。ヨハネ騎士修道会士 (Johanniter) については Falckenstein, Geschichte des Johanniterordens. Dresden 1833. イツ騎士団については Hennig, die Statuten des deutschen Ordens ec. Königsb. 1806.

【以上、第三十一章の注、終わり】

【以上、第一卷、第一分冊 (二九五頁まで) 完訳】

【以下、第一卷、第二分冊】 【以下、「第三期 (一二〇〇年ないし一五二五年) 第三十二章 アイヌング制度の意義」に続く。】